

障がい者虐待の防止と対応について
【行政機関における虐待対応マニュアル】

平成 31 年 3 月

長野県健康福祉部障がい者支援課

< はじめに >

本冊子「障がい者虐待の防止と対応について【行政機関における虐待対応マニュアル】」は、平成30年6月に厚生労働省より示された「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」（以下、「厚労省手引き」という。）を基に、虐待の防止・早期発見、さらに実際に相談・通報・届出による訴えを受けた際の対応方法、流れを重視して編集しました。

これらは、県内市町村において、特に初動対応や県との情報共有が行いやすいよう、基本的な対応の内容をまとめたものです。障がい者虐待が疑われる事案では、その時の状況に応じて、臨機応変な対応が求められますので、本冊子のみならず、多角的な視点による組織的な対応を心掛けてください。

詳細に関しては厚労省手引きを参考にすることをお勧めします。

なお、厚労省手引きは適宜更新されますので、必ず最新のものをご確認ください。

平成31年3月

長野県健康福祉部障がい者支援課

< 目 次 >

I 障がい者虐待の基本的事項	1
II 養護者による障がい者虐待への対応について	15
III 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待への対応について	31
IV 利用者による障がい者虐待について	47
V 様式集	54
VI 参考資料集	73

本マニュアルでは、「障害」と「障がい」の二つの言葉を使用しています。
法令用語や固有の名称等に使用されている場合「障害」を使用していますが、広く障がいのある方を表す場合は「障がい」を使用しています。

I 障がい者虐待の基本的事項

1 障害者虐待防止法の成立

虐待は障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立と社会参加にとって、虐待の防止を図ることは極めて重要です。こうした点等に鑑み、障がい者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、平成23年6月17日、「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が議員立法により可決、成立し、平成24年10月1日から施行されました。

この法律は、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の予防及び早期発見その他の障がい者虐待の防止等に関する国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障がい者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

2 障がい者虐待に関する定義等

(1) 「障がい者」の定義

障害者虐待防止法では、障がい者とは、障害者基本法第2条第1号に規定する障がい者と定義されており、障がい者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です。対応の初期段階では、障がい者であることが判然としない場合もありますが、そうした場合でも適切に対応することが重要です。

また、ここでいう障がい者には18歳未満の者も一部含まれます。

(参考) 障害者基本法第2条第1号

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

(2) 「障がい者虐待」の定義

障害者虐待防止法では、障がい者虐待を、ア) 養護者による虐待、イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、ウ) 使用者による障害者虐待に分けています。それぞれの虐待の定義については、本マニュアルの各虐待のページを参照してください。

なお、法第3条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され、広く虐待行為が禁止されています。同条で禁止されている虐待は、「障がい者虐待」より範囲が広いと考えられます。

障がい者虐待における虐待防止法制の対象範囲については、[参考資料7](#)を参照してください。

(3) 虐待行為と刑法

障がい者虐待は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待とされています。これらの虐待行為は、刑事罰の対象になる場合があります。

ア 身体的虐待

刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪

イ 性的虐待

刑法第176条強制わいせつ罪、第177条強制性交等罪、第178条準強制わいせつ罪、準強制性交等罪

ウ 心理的虐待

刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪

エ 放棄・放置

刑法第218条保護責任者遺棄罪

オ 経済的虐待

刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

*ただし、刑法第244条、第255条の親族相盗例に注意。

刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

障がい者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます（なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です）。

なお、「刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）」が平成29年7月に施行されました。従来は、「姦淫」（性交）のみが「強姦罪」の処罰の対象とされていましたが、この改正により、罪名を「強姦罪」から「強制性交等罪」とし、性交だけでなく、口腔性交や肛門性交（以下「性交等」という。）についても、同じ罪として処罰することとされました。また、従来は、被害者が女性に限られていたところ、被害者の性別を問わないこととされ、男性が男性に対して性交等をすることも「強制性交等罪」として処罰することとされました。併せて、法定刑の下限を懲役3年から5年に引き上げる改正が行われています。

（参考）刑法の一部改正に伴う性犯罪の非親告罪化

「強制性交等罪」を含む性犯罪については、被害のあったご本人にとって、告訴することが精神的負担になる場合があることを踏まえ、その負担を軽減するため、「非親告罪」（告訴がなくても起訴できる犯罪）とされました。

（ワンポイント）

・警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

4 障がい者虐待の防止等に向けた基本的視点

（1）障がい者虐待防止と対応のポイント

障がい者虐待防止と対応の目的は、障がい者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。

障がい者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障がい者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、障がい者の権利擁護を基本に置いた切れ目ない支援体制を構築することが必要です。

ア 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

- ・住民やあらゆる関係者に対する障害者虐待防止法の周知
- ・障がい者の権利擁護についての啓発、障がいや障がい者虐待に関する正しい理解の普及
- ・障がい者やその家族等が孤立することのないよう、地域における支援ネットワークの構築
- ・必要な福祉サービスの利用の促進、養護者の負担軽減
- ・介護技術に関する研修の実施やマニュアルの普及
- ・リスク要因を低減させるため関係機関の連携による積極的な取り組み
- ・地域自立支援協議会の場等の活用

イ 虐待の早期発見・早期対応

- ・障害者虐待防止法に規定された通報義務の周知
- ・国・地方公共団体、保健・医療・福祉・労働等の関係者は、虐待の早期発見に努める（第6条第1項第6条第2項）
- ・地域組織との協力連携、ネットワークの構築等によって、虐待を早期に発見し対応できる仕組みを整える
- ・地域で夜間や休日においても相談や通報、届出や緊急の保護に対応できる体制を構築し、関係機関や住民に周知

（ワンポイント）

- ・障害者支援施設や障害福祉サービス事業所から事故報告書が提出された場合には、その内容が虐待に当たらないか、注意が必要です。

ウ 障がい者の安全確保を最優先する

- ・障がい者の生命に関わるような緊急的な事態の場合、一刻を争う
- ・障がい者本人の自己決定が難しいときや養護者との信頼関係を築くことができないときでも、障がい者の安全確保を最優先するため入院や措置入所等の緊急保護を必要とする場合がある
- ・緊急的な保護を実施した場合には、養護者に対し、特にその後の丁寧なフォローアップが必要

エ 障がい者の自己決定の支援と養護者の支援

- ・虐待を受けた障がい者は、本来持っている生きる力や自信を失っている場合がある
- ・障がい者が本来持っている力を引き出す関わりを行い（エンパワメント）、本人の自己決定を支援する視点が重要
- ・一方、養護者自身が何らかの支援を必要としている場合もある
- ・障がい者の安全確保を最優先としつつ、養護者支援を意識することが必要

（参考）障害者虐待防止法第41条

国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(ワンポイント)

・障がい者支援や養護者支援の取組みは、関係者による積極的な働きかけや仲介によって信頼関係を構築しながら、時間をかけて行う必要があります。

オ 関係機関の連携・協力による対応と体制

- ・障がい者虐待の発生には、家庭内での長年の人間関係や介護疲れ、障がいに対する理解不足、経済的問題等様々な要因が複雑に影響している場合も多い
- ・支援にあたっては障がい者や養護者の生活を支援するためのさまざまな制度の活用や知識が必要
- ・支援の各段階において、複数の関係機関が連携を取りながら障がい者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応することが必要

(2) 障がい者虐待の判断に当たってのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、次のポイントに留意します。このとき、虐待かどうかの判断が難しい場合もありますが、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することが必要です。

ア 虐待をしているという「自覚」は問わない

- ・自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合、しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている場合、「自傷・他害があるから仕方ない」ということが一方的な言い訳となっている場合がある
- ・虐待しているという自覚がない場合には、その行為が虐待に当たるということを気づかせ、虐待の解消に向けて取り組む必要がある

イ 障がい者本人の「自覚」は問わない

- ・自分のされていることが虐待だと認識できない場合がある
- ・長期間にわたって虐待を受けた場合等では、障がい者が無力感から諦めてしまっていることもある
- ・周囲がより積極的に介入しないと、虐待の長期化や深刻化の危険がある

ウ 親や家族の意向が障がい者本人のニーズと異なる場合

- ・施設や就労現場で発生した虐待の場合、障がい者の家族への事実確認で「これくらいのことは仕方ない」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがある
- ・家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障がい者本人の支援を中心に考える必要がある

エ 虐待の判断はチームで行う

- ・担当者一人で行うことを避け、組織的に行うことが必要
- ・それぞれの組織の管理職が虐待問題への感度を高め、虐待への厳しい姿勢を打ち出すことが重要

(ワンポイント)

- ・相談や通報、届出を受けた市町村や都道府県の職員は、速やかに上司に報告し、個別ケース会議等を活用して緊急性の有無、事実確認の方法、援助の方向等について、組織的に判断していく必要があります。
- ・さらに、事実確認のための調査では、担当者一人への過度な負担を避け、また客観性を確保する観点から、複数の職員で対応することが原則です。

5 市町村及び都道府県の役割と責務

(1) 市町村の役割と責務

ア 養護者による障がい者虐待について

- ①通報又は届出を受けた場合の速やかな障がい者の安全確認、通報等に係る事実確認、障がい者虐待対応協力者との対応に関する協議（第9条第1項）
- ②身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置及びそのための居室の確保（第9条第2項、第10条）
- ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法に規定する成年後見制度の利用開始に関する審判の請求（第9条第3項）
- ④立入調査の実施、立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第11条、第12条）
- ⑤身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する措置が採られた障がい者に対する養護者の面会の制限（第13条）
- ⑥養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置並びに障がい者が短期間養護を受ける居室の確保（第14条第1項・第2項）
- ⑦関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第35条）

イ 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待について

- ①通報又は届出を受けた場合の都道府県への報告（第17条→省令で定める）
- ②障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使（第19条）

ウ 使用者による障がい者虐待について

通報又は届出を受けた場合の都道府県への通知（第23条）

エ 市町村障がい者虐待防止センターの機能と周知

市町村は、障がい者福祉所管部局又は当該市町村が設置する施設において、市町村障がい者虐待防止センターとしての機能を果たすようにすることとされています。（第32条第1項）その具体的な業務は次のとおりです。

- ①養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障がい者虐待に関する通報又は届出の受理（第32条第2項第1号）
- ②養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言（第32条第2項第2号）

③障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発（第32条第2項第3号）

市町村障がい者虐待防止センターは、休日や夜間においても速やかに対応できる体制を確保することが必要です。

市町村は、市町村障がい者虐待対応協力者（基幹相談支援センター等）のうち適当と認められるものに、市町村障がい者虐待防止センターの業務の全部又は一部を委託することができます（第33条第1項）。

この場合、通報等の受理について市町村障がい者虐待対応協力者に委託するときには、通報等があった場合に、速やかに障がい者の安全確認その他事実の確認、具体的な対応についての協議ができるよう、市町村の担当部局との常時の連絡体制を確保することが必要です。

市町村は、市町村障がい者虐待防止センター、市町村障がい者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、これらを住民や関係機関に周知しなければなりません（第40条）。

市町村障がい者虐待防止センターが、障がい者虐待の通報窓口であることや市町村の担当部局名・機関名、その電話番号等についても周知しなければなりません。また、休日・夜間対応窓口についてもあわせて周知することが必要です。

市町村障がい者虐待防止センターが行う、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発（第32条第2項第3号）においては、障がい者や家族等に対する障害者虐待防止法の理解のための研修を実施することも有効です。

（参考）わかりやすい障害者虐待防止法、障害者総合支援法のパンフレット

・知的障がい等により、わかりやすい説明が必要な障がい者については、当該パンフレットを活用して研修を行うことなどが考えられます。当該パンフレットは、厚生労働省ホームページの次のURLからダウンロードできます。

・被害に遭ってしまった場合、誰にどのように相談したら良いのかなどを研修内容に取り入れることも検討が必要です。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html 17

オ 障がい者虐待以外の通報・届出への対応等

障害者虐待防止法では、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障がい者虐待に通報義務が定められていますが、法第3条に定める「何人も障害者を虐待してはならない」の主旨に立ち返れば、それ以外の者から行われた障がい者に対する虐待を発見した人から、任意の虐待通報が行われる場合が考えられます。例えば、学校、保育所等、医療機関を利用する障がい者が虐待にあった場合や養護者以外の第三者が障がい者に対して虐待を行った場合、公共交通機関等で移動中の障がい者に対して虐待が行われている現場を目撃したという通報等が想定されます。

そのような場合、通報義務のある障がい者虐待に該当しないことを理由に受付けないという対応は当然するべきではなく、通報・届出の内容を聞き取り、学校、保育所等、医療機関、公共交通機関等で起きた虐待事案に対応すべき機関に連絡し、確実に引き継ぐことや、必要に応じて市町村が対応することが求められます。このような通報に備えて、市町村では、それらを所管する市町村、都道府県、警察の担当部署等を事前に確認し、実際に通報があった場合の対応や連絡、引き継ぎ方

法を確立しておく必要があります。

また、障がい者虐待の要因には様々なものがあるため、他の窓口や関係機関等に相談が入る可能性もあります。他の窓口や関係機関等に相談や通報・届出が入った場合にも、速やかに担当窓口へ連絡が入るように、行政機関内及び関係機関の相談等窓口間で連携体制を整備しておくことも必要です。

この他、市町村や委託を受けた市町村障害者虐待対応協力者は、専門的知識や経験を有し、かつ事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならないとされています（第34条）。

（ワンポイント）

・事前に、市町村の個人情報保護条例との調整を図り、相談記録等の取扱いルールを定めておくことが必要です。

カ その他（財産上の被害防止等について）

- ①養護者、親族又は障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介（第43条第1項）
- ②財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障がい者に係る成年後見制度の利用開始に関する審判の請求（第43条第2項）

（2）都道府県の役割と責務

ア 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待について

- ①障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使（第19条）
- ②障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況やその際に採った措置等の公表（第2018条）

イ 使用者による障がい者虐待について

通報、届出または通知を受けた場合の都道府県労働局への報告（第24条）

ウ 都道府県障がい者権利擁護センターの機能と周知

都道府県は、障がい者福祉所管部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障がい者権利擁護センターとしての機能を果たすようにすることとされています。

（第36条第1項）その具体的な業務は次のとおりです。

- ①使用者虐待に関する通報又は届出の受理（第36条第2項第1号）
- ②市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他の援助（第36条第2項第2号）
- ③障がい者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介（第36条第2項第3号）
- ④障がい者及び養護者支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等（第36条第2項第4号）
- ⑤障がい者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供（第36条第2項第5号）
- ⑥障がい者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発（第36条第2項第6号）

⑦その他障がい者虐待の防止等のために必要な支援（第36条第2項第7号）

都道府県障がい者権利擁護センターは、休日や夜間における使用者による障がい者虐待についても速やかに対応できる体制を確保することが必要です。

都道府県は、都道府県障がい者虐待対応協力者（都道府県社会福祉協議会等）のうち適当と認められるものに、都道府県障がい者権利擁護センターが行う前記業務（②を除く。）の全部又は一部を委託することができます（第37条第1項）。

都道府県は、都道府県障がい者権利擁護センター、都道府県障がい者虐待対応協力者の名称を明示する等により、住民や関係機関に周知しなければなりません（第40条）。

都道府県障がい者権利擁護センターが、使用者による障がい者虐待の通報窓口であることや都道府県の担当部局・都道府県障がい者権利擁護センター名、その電話番号等についても周知しなければなりません。また、休日・夜間対応窓口についてもあわせて周知することが必要です。

障がい者虐待の要因には様々なものがあるため、他の窓口や関係機関等に相談が入る可能性もあります。他の窓口や関係機関等に相談や通報・届出が入った場合にも、速やかに担当窓口につながるように、行政機関内及び関係機関の相談等窓口間で事前に連携体制を整備しておくことも必要です。

この他、都道府県や委託を受けた都道府県障がい者虐待対応協力者は、専門的知識や経験を有し、かつ事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならないこととされています（第38条）。

（参考）長野県障がい者権利擁護（虐待防止）センター

電話番号：026-235-7107（虐待防止ダイヤル）

FAX 番号：026-234-2369

E-mail：g-boushi@pref.nagano.lg.jp

*当センターの連絡先は、長野県公式ホームページにて公表しています。

エ その他

その他、都道府県は、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならないこととされています（第39条）。

（参考）地域生活支援促進事業の「障害者虐待防止対策支援事業」の活用

・都道府県・市町村が行う障がい者虐待の未然防止や迅速な対応等のため、支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的として「障害者虐待防止対策支援」が地域生活支援促進事業として位置付けられていますので、活用について検討してください。

6 障がい者虐待の防止・早期発見に向けた取組み

（1）共通事項

ア 障がい者虐待に関する知識・理解の啓発

障がい者虐待は、障がい者に対する重大な権利侵害であり、住民一人ひとりがこの問題に対する認識を深めることが障がい者虐待を防ぐための第一歩となります。

市町村は、障害者虐待防止法の主旨を踏まえ、次の点を中心に広報・啓発を進めることが必要です。

- ①障がい者に関する正しい知識
- ②障がい者の権利擁護・障がい者虐待に関する適切な知識
- ③発見者の通報義務と通報窓口の周知

(ワンポイント)

・障がい者虐待は、地域、家庭、施設、職場等、どこでも起こり得ます。

イ 虐待防止ネットワークの構築

虐待の防止や早期の対応等を図るためには、市町村や都道府県が中心となって、関係機関との連携協力体制を構築しておくことが重要です。

- ①虐待の予防、早期発見、見守りにつながる地域の見守りネットワークの構築
- ②サービス事業所等による虐待が発生した場合に素早く具体的な支援を行っていくためのネットワークの構築
- ③専門機関による介入・援助を求めるための支援ネットワークの構築

ウ 通報義務の周知

障害者虐待防止法では、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、速やかに通報しなければならないとされています（第7条第1項）

住民への周知を図るとともに、障がい者本人や養護者・家族にもこれらの情報が伝わるようにすることが必要です。当事者が虐待について理解することや、障がい者本人が虐待被害を訴えることができるよう支援することも大切です。

(ワンポイント)

・広報誌、啓発ポスター、パンフレット等を活用

エ 早期発見に向けて

虐待を早期に発見するために、障がい者が不当な扱いや虐待を受けていることを見逃さないことが必要です。障害福祉サービスを利用している場合は、障害福祉サービス事業所等の職員は、障がい者の身体・行動面での変化、養護者の様子の変化等を専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

障がい者や養護者・家族等に虐待が疑われるサインがみられる場合には、積極的に相談に乗って問題を把握し、事業所が適切な対応をしない場合には、発見者は一人で問題を抱え込まずに速やかに市町村虐待防止センターに通報することが必要です。

(ワンポイント)

・チェックリストの活用【参考資料8】

(2) 養護者支援による障がい者虐待の防止

虐待している養護者を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、養護者自身が何らかの支援を

必要としている場合も少なくありません。また、養護者や家族の生活歴、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係等様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

リスク要因を有する家族を把握した場合には、その要因を分析し、居宅介護や短期入所等の制度の活用等、養護者に対して適切な支援を行うことで、障がい者に対する虐待を未然に防ぐことが可能です。

(ワンポイント)

・障がい者虐待の問題を障がい者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家族全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、障がい者や養護者・家族に対する支援を行うことが必要

(3) 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止

ア 障害者福祉施設の設置者等の責務

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者の責務として、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障がい者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止等のための措置を講ずることが定められています（第15条）。

また、障害者福祉施設等の運営基準では、障害者福祉施設等の運営についての重要事項に関する運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項を定めなければならないこととされています。

具体的には、

- ①虐待の防止に関する責任者の選定
- ②成年後見制度の利用支援
- ③苦情解決体制の整備
- ④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）等を指すものとされています。

イ 管理職・職員の研修、資質向上

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待を防止するためには、何よりもまず障がい者の人権の尊重や障がい者虐待の問題について、管理職、職員が自ら高い意識を持つことが必要です。また、職員各人が支援技術を高め、組織としてもノウハウを共有することが不可欠です。

自治体においては、障害者福祉施設等の管理者等を対象として、障がい者虐待防止・権利擁護に関する研修を実施し、障がい者虐待防止の基礎知識や障がい者の権利擁護に関する意識啓発、障がい者虐待防止委員会の設置等の、具体的な虐待防止の体制づくり、身体拘束や行動制限を廃止するための具体的な取り組み等、障害者福祉施設等における障がい者虐待の防止と対応を学ぶ機会を提供することが求められます。

なお、長野県では、県が実施する障がい者虐待防止・権利擁護に関する研修を受講した職員（特に、施設長等の職員を管理する立場にある者や虐待防止責任者等）が、勤務する施設・事業所の職員に対して伝達研修を行うことにより、施設・事業所の職員に研修内容の普及を推奨しています。

また、障害者福祉施設等においては、内部研修の実施により、定期的に障がい者虐待防止や支援技術の向上に関する学習の機会を設けるとともに、外部の各種研修会に職員を参加させる等により職員の資質の向上に努めることが必要です。

虐待を防止するためには、実際に支援に当たる職員だけでなく管理者も含めた事業所全体での取組が重要です。管理者が率先して障がい者の人権の保持に向けて行動し、職員とともに、風通しが良く、働きがいのある職場となるよう環境を整えていくことが必要です。

(参考) 障がい者虐待防止の職場内研修用冊子の活用

・厚生労働省が作成している「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」には、施設・事業所で障がい者虐待防止の伝達研修を行う際に利用できる冊子が掲載されています。

ウ 個別支援の推進

数多くの障がい者が障害福祉サービスを利用しているため、個々の利用者への配慮よりも管理的な運営に傾きがちな状況があります。こうした運営は利用者にとっても職員にとってもストレスの原因となるものであり、特に入所型の事業において、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生する危険が潜んでいます。

入浴、排せつ、更衣等の介助においては、勤務シフトや業務内容の分担の工夫などにより、可能な限り同性介助ができる体制を整え、特に性的虐待の被害に遭いやすい女性障がい者に対して配慮する必要があります。

利用している障がい者一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境をつくること
が障害者福祉施設従事者等には求められています。

そのために、それぞれの事業所では個々の利用者への総合的な支援の方針や生活全般の質を向上させるための課題等を記載した個別支援計画を作成します。個別支援計画に基づいて事業所職員はサービスを提供し、サービス管理責任者は計画の実施状況を把握して、必要に応じて見直します。

利用者一人ひとりに対して、その個々のニーズに応じた個別的な支援を日々実践することが、虐待という重大な人権侵害事案を防止することにつながります。

エ 開かれた施設運営の推進

障害者支援施設は、入所している障がい者の居住の場でもあるため、ともすると閉じられた場になりやすいという側面があります。このため、内部の習慣的な行動が外部から乖離していく危険性をはらんでいるとともに、虐待防止に向けた各種取組が形式的なものになり、虐待事案が発生した場合も発見されにくい土壌ともなり得ます。このため、地域に開かれた施設運営をしていくことが重要です。

そのためには、次のような取組を行い、外部の目や援助が入る機会を増やすことが虐待防止につながります。

- ・地域の住民やボランティア、実習生等多くの人の施設への訪問
- ・他施設との職員交流
- ・利用者の個別支援に関する事例検討に外部の専門家のコンサルテーションを受ける機会を設ける
- ・サービス評価（自己評価、第三者評価等）の導入

オ 実効性のある苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法では、障害福祉サービス事業所等に対してサービスを利用している障がい者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています（第15条）。

また、障害福祉サービス事業所等においては、苦情相談窓口を開設する等苦情処理のために必要な措置を講ずべきことが運営基準等にも規定されています。サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図る等、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことも大切です。

カ 指導監査等による確認

自治体は、障害者福祉施設等の指導監査において、報告書類のチェックだけでなく施設内巡回の時間をなるべく多く確保し、利用者の様子や職員の対応、身体拘束対象者の現状確認、同性介助について可能な限り配慮されているか等について観察したり、幹部職員のみならず現場の職員からも聴き取りを行う等、実質的なチェックになるよう心がけることが求められます。

また、自治体は相談支援専門員が障害者福祉施設等の利用者についてモニタリングを行った際に、気になった点があればすぐに相談支援専門員から情報提供を受けられるよう連携体制を構築しておくことが望ましいと考えられます。

キ 虐待防止に重点を置いた機動的な指導・監査の実施

通報、苦情等の内容が利用者の生命、身体の安全に関わるものである場合は、事前に通告を行うことなく監査を実施する等、虐待防止に重点を置いた柔軟な対応が必要です。

また、実地指導においても、障がい者虐待との関連が疑われる場合などを含め、当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある場合には、監査と同様、事前に通告を行うことなく実地指導を行うことを検討することが必要です。

（参考）厚生労働省通知

- ・平成28年4月8日付障発0408第7号「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」
- ・平成28年4月8日付障発0408第8号「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」

（4）使用者による障がい者虐待の防止

ア 労働関連法規の遵守

使用者は、障害者雇用促進法、労働基準法、男女雇用機会均等法、個別労働紛争解決促進法等の労働関連法規を遵守しなければなりません。障害者虐待防止法施行後の使用者による障がい者虐待の状況等の調査によると、使用者による障がい者虐待の8割以上を労働基準関係法令に基づく指導等の対象となった事案が占めており、そのほとんどが最低賃金法関係（経済的虐待）となっています。労働関連法規の遵守を徹底し、虐待の防止を進めることが求められます。

イ 労働者への研修の実施

使用者による障がい者虐待を防止するためには、職員が障がい者の人権や障がい者虐待についての理解を深め、障がい者への接し方等を学ぶことが必要です。

障害者虐待防止法では、事業主は労働者に対し研修を実施することとされており（第21条）、事業所自らの研修実施や各種研修会への職員の参加等を行うことが必要です。

企業等において、障がい特性に応じた配慮が分からず、それが職場でのトラブルにつながっているケースもあります。障がいのある人への接し方が分からない等の場合には、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等に相談することが重要です。

使用者による障害者虐待防止には、事業主を始めとした事業所全体で取り組むことが重要です（なお、前述のとおり、使用者による虐待には他の労働者による虐待行為の放置も含まれます）。このため、上司と部下の間や同僚同士で率直に意見の言えるような職場環境の構築が重要となります。

（参考）信州あいサポート運動

- ・ 県では、県民誰もが、多様な障がいの特性を理解し、障がいのある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」となるための研修や、手話やろう者に対する理解を促進するための講座を実施しています。

ウ 苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法では、障がい者を雇用する事業主に対して、雇用される障がい者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています（第21条）。

事業所においては、苦情相談の窓口を開設する等苦情処理のために必要な措置を講ずるとともに、相談窓口の周知を図ることによって苦情処理のための取組を適切に実施していくことが大切です。

Ⅱ 養護者による障がい者虐待 への対応について

1 養護者による障がい者虐待の定義

「養護者」とは、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されており、身近の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障がい者の家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身近の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合があります。

養護者による障がい者虐待とは、養護者が養護する障がい者に対して行う次のいずれかに該当する行為とされています。なお、経済的虐待については、養護者のみならず、障がい者の親族による行為が含まれます。

- ア 身体的虐待：障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
- イ 性的虐待：障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
- ウ 心理的虐待：障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- エ 放棄・放任：障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人によるアからウまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- オ 経済的虐待：養護者又は障がい者の親族が当該障がい者の財産を不当に処分すること、その他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

2 養護者による障がい者虐待への対応【参考資料1】

(1) 相談、通報及び届出の受付

ア 相談、通報及び届出の受付時の対応【参考資料9】

障がい者虐待に関する相談や通報・届出を受けた職員は、以下に掲げる虐待の状況や障がい者・養護者等の状況、相談者（通報者）の情報など可能な限り必要となる情報を聴取します。

ここでの確な情報を把握することが、次の段階への判断の根拠になります。あいまいに聞き取るのではなく、直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのかなどの具体的な内容を確認しながら聞き取ります。また、虐待の場所、日時、どのような虐待を何回したのかなど、具体的な内容を聞き取ります。

<聞き取りが必要な項目の例>

- ①虐待の状況（いつ、どこで、誰が、何を）
 - ・虐待の種類や程度
 - ・虐待の具体的な状況
 - ・虐待の経過
 - ・緊急性の有無
 - ・目撃者、証拠の有無（写真、録画、録音等）

②障がい者の状況

- ・障がい者本人の氏名、居所、連絡先
- ・障がい者本人の心身の状況、意思表示能力

③虐待者と家族の状況

- ・虐待者の状況、虐待者と障がい者の関係
- ・その他の家族関係

④障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無

- ・障害福祉サービス等の利用の有無
- ・家族に関わりのある関係者の有無

⑤相談者（通報者）の情報

- ・氏名、連絡先、障がい者・養護者との関係等

<対応のポイント>

- ・相談者（通報者）が焦って連絡している場合には、安心感を与え、相手の訴えたい内容を引き出しながら対応。通報者の情報は守られることも説明。
- ・匿名による通報であっても、きちんと通報内容を聴く必要がある。事実確認調査を進めていく中で、追加で確認が必要な項目が出てくる場合もあるため、可能な範囲で連絡先を確認。
- ・「虐待」という言葉を使わない場合でも、相談を受けた職員は、障がい者の状態等の相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭に置いて相談を進める構えが必要。
- ・内容によっては、障害者虐待防止法の対象とならない場合もあるため、聞き取り時には同法の対象となるか留意し、対象とならない場合には、適切な機関に引き継ぐことが必要。
- ・相談者（通報者）から対応の結果（状況）等の報告を求められたとしても、報告できない場合があることを伝える必要がある。通報者には守秘義務がないため、報告は慎重に対応。

（参考）障害者虐待防止法第8条

市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（こんな時は）配偶者等からの暴力を受けている障がい者に関する通報

- ・障害者虐待防止法の「養護者による虐待」に該当する他、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の「配偶者からの暴力」にも該当します。
- ・どちらの法が優先されるという取り決めはないため、各事案に合わせ、より有効的な手段をとることが望まれます。
- ・障がい者虐待担当部局と配偶者暴力防止担当部局が相互に連携し対応することが必要です。

イ 警察からの通報

警察庁では、平成24年9月5日に各都道府県警察に通達を発出し、警察が障害者虐待を認知した場合における適切な対応について示しています。その中で、各都道府県警察において、警察安全相談、障害者を被害者とする事案等の捜査、保護の取扱い等各種警察活動に際し、障害者虐待事案を認知した場合には、虐待行為の種別を問わず、市町村に通報することとされています【参考資料10】。

(2) コアメンバーによる対応方針の協議

ア 初動対応の決定

相談・通報・届出を受けたときには、直ちに虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合であるかどうかを判断します。これらは相談等の受付者個人ではなく、受付記録をもとに担当部局管理職や事案を担当することとなる者、市町村障がい者虐待防止センターの担当者というコアメンバーケース会議の開催によって組織的に行うことが重要です。

<コアメンバーの例>

- ・障がい者虐待防止業務を担当する市町村担当部局管理職及び職員

<初動対応におけるコアメンバー会議で協議が必要な内容の例>

- ・通報内容の報告、共有、緊急性の判断
- ・今後の対応方針の決定
- ・事実確認調査の日程、出席者の決定、方法、役割分担（聞き役、記録役等）の確認
- ・相談支援専門員等の関係機関への連絡、情報提供依頼の必要性の判断

<対応のポイント>

- ・虐待の有無は、確認した事実をもとに対応方針検討会議で決定。
- ・会議は、管理職（又はそれに準ずる者）等を含む複数職員で行う。
- ・会議の前には、未確認情報を整理し、市町村内部や関係部局でわかる情報については、事前に情報を集めておく。
- ・過去の虐待の状況等も確認し、対応したことがあるケースであれば、当時の対応を確認。

イ 初動対応のための緊急性の判断について

緊急性の判断に当たっては、以下の点をよく検討すべきです。ここでは養護者への支援の視点も意識しつつ、障がい者の安全確保が最優先であることに留意してください。

- ・過去の通報や支援内容等に関する情報の確認
- ・虐待の状況や障がい者の生命や身体への危険性（下の「緊急性が高いと判断できる状況」を参照）

<緊急性が高いと判断できる状況の例>

- ①生命や身体の安全が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
 - ・骨折、頭蓋内出血、重症のやけど等の深刻な身体的外傷
 - ・極端な栄養不足、脱水症状

- ・「うめき声が聞こえる」等の深刻な状況が予測される情報
- ・器物（刃物、食器等）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命や身体の危険が予測される
- ・虐待者が同居している場合の性的虐待等、繰り返しの被害が予測される

②障がい者本人が保護を求めている

- ・障がい者本人が明確に保護を求めている

(3) 事実確認、訪問調査（安否確認）

ア 事実確認の必要性

市町村は、障がい者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、速やかにその内容に関する事実の確認を行う必要があります。

ここでいう「速やかに」は何時間以内といった具体的な期限を示すものではありませんが、事案によっては直ちに安全の確認や緊急措置入所が必要な場合もあるため、状況に応じた対応が必要です。

（参考）障害者虐待防止法第9条

市町村は第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けた時は、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに…（以下略）

（参考）「児童虐待防止の防止等に関する法律」の場合

・「子どもの虐待対応の手引き」では、虐待の通告受理後、48時間以内での自治体が定めたルールに従い、子どもの安全確認を実施することとされています。

イ 事実確認で把握・確認すべき事項の例

①虐待の状況（いつ、どこで、誰が、誰から、何をされたのか）

- ・虐待の種類や程度
- ・虐待の具体的な状況
- ・虐待の経過

②障がい者の状況

- ・安否確認：関係機関や関係者の協力を得ながら、面会その他の方法で確認。
- ・身体状況：傷害部位及びその状況を具体的に記録する。慢性疾患等の有無や通院医療機関、障害福祉サービス等の利用等、関係機関との連携も図る。
- ・精神状態：虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障がい者の様子を記録する。
- ・生活環境：障がい者が生活している居室等の生活環境を記録する。

③障がい者と家族の状況

- ・人間関係：障がい者と養護者・家族等の人間関係を把握（関わり方等）
- ・養護者や同居人に関する情報（年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、転居歴、虐待との関わ

り等)

- ・その他の家族関係

④障害福祉サービス等の利用状況

- ・障害福祉サービス等の利用の有無
- ・家族に関わりのある関係者の有無

<聞き取りが必要な者の例>

- ・障がい者本人
- ・養護者（虐待を行っていると思われる者）
- ・家族、親族
- ・障害福祉サービス事業所を利用している場合はその事業所職員、相談支援専門員
- ・その他、関係機関の者

<面接時に必要な配慮の例>

- ・聞き取りを実施する職員の性別（特に性的虐待の場合）
- ・聞き取りを実施する職員は複数対応
- ・面接を実施する環境への配慮（障がい者本人と養護者は別々に聞き取る／外部に話し声が漏れない／お互いの話が聞こえない 等）
- ・医療職（保健師等）の立会（障がい者の心身の状況の確認）
- ・プライバシーへの配慮（身体状況の確認時等）

<事実確認と情報収集のポイント>

①原則として自宅を訪問する

- ・複数の職員で訪問
- ・一方的に虐待者を悪と決めつけず、先入観を持たないで対応
- ・本人と虐待者は別々に対応
- ・事案によっては、健康相談など別の理由による訪問とすることを検討
- ・虐待者に虐待を疑っていることがわからないよう対応
- ・信頼関係の構築を念頭に対応
- ・本人、養護者等への十分な説明

②収集した情報に基づいて確認を行う

- ・介護者の介護負担をねぎらいながら、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集
- ・関係者から情報収集（家の状況、居室内の状況、本人の様子など）

③解決すべきことは何かを本人や虐待者の状況から判断する

- ・緊急分離か見守りか
- ・一時分離か、サービス提供、家族支援か

- ・介護負担軽減を図るプランを提案
- ・病院か施設か
- ・担当者の価値観で判断せず、組織的に判断

（こんな時は）介入拒否がある場合

- ・調査や支援に対して拒否的な態度をとる養護者等へのアプローチは、虐待に関する初期援助の中で最も難しい課題の1つであり、障がい者の安全確認ができない場合は、立入調査の実施も視野に入れながら、様々な関係者との連携協力のもとで対処する必要があります。
- ・関わりのある機関からのアプローチ（相談支援専門員、障害福祉サービス事業所職員等）
- ・医師や医療機関からのアプローチ（検査入院等）
- ・親族、知人、地域の関係者からのアプローチ（顔見知りの民生委員等）

<対応のポイント>

- ・障がい者に対する虐待行為が犯罪行為に該当する場合や、障がい者又はその親族が虐待行為を行っていた養護者等を刑事事件として取扱うことを望んでいる場合等には、所管の警察との情報交換が必要となる場合もある。

ウ 関係機関からの情報収集

通報等がなされた障がい者や養護者・家族の状況を確認するため、庁内他部局をはじめ民生児童委員や医療機関、障害福祉サービスを利用している場合には担当相談支援専門員やサービス事業者等から、必要な範囲で情報収集します。

【関係機関から収集する情報の種類等の例】

- ・家族全員の住民票（同居家族構成の把握）
- ・戸籍謄本（家族の法的関係や転居歴等）
- ・生活保護受給の有無（受給していれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴を把握。また、援助の際に福祉事務所と連携を図る。）
- ・障害福祉サービス等を利用している場合は、担当相談支援専門員や利用している障害福祉サービス事業所などからの情報
- ・医療機関からの情報
- ・警察からの情報
- ・民生児童委員からの情報

<留意事項>

- ・障がい者虐待に関する個人情報、個人情報保護法の第三者提供の制限（同法第23条）の例外規定に該当すると解釈できる。
- ・情報収集とともに協力を依頼する場合等、通報内容に関する情報提供が必要なこともあるが、取扱いについては慎重にするよう注意喚起する。

（4）コアメンバーによる虐待の有無の判断

虐待の有無の判断は、市町村が組織的に判断する必要があります。事実確認調査により収集した情報を整理、記録し、コアメンバー会議を開催します。

なお、収集した情報が不十分な場合は、再度事実確認調査を行う必要があります。

<コアメンバー会議で協議が必要な議題の例>

- ・虐待の有無の判断（伝聞や憶測に基づく判断となっていないか、留意すること）
- ・虐待の有無の判断に基づく、今後の対応方針の検討（（5）参照）
- ・関係機関への協力要請の検討
- ・再発防止策の協議
- ・万が一、再発があった場合の関係機関との連携体制の検討

<障がい者虐待が認められた場合の対応の例>

- ・虐待行為に至った背景や課題の明確化
- ・支援の度合い（見守り・予防的支援、相談・調整・社会資源活用支援、保護・分離支援）の判断
- ・課題解決に向けた対応の検討（養護者と障がい者の分離、医療機関の受診、障害福祉サービスの導入等）

<ポイント>

- ・障がい者の生命や身体に危険性があるかどうか見極めることが、最も優先。
- ・虐待の事実がないと判断された場合においても、障がい者の安全が確認されるまで見守り的な支援が必要。その際には、事態が急変した場合を想定し、各機関の連絡、連携体制を確認しておくことが必要。
- ・見守り支援の場合、役割分担、定期的な報告ルート等、関係機関と確認することが必要。
- ・虐待の有無の判断等は、さいたま市「障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート」を参考とすること【参考資料 11】。
- ・虐待の有無について判断した根拠について、明確にしておくこと。

（5）関係機関との連携

（4）により、障がい者の安全が確保され、今後の支援方針について関係機関と協議、協力要請をする必要がある場合、各機関の役割、主担当者、連絡体制等について協議を行うため、個別ケース会議を開催します。

その際には、虐待の状況に応じて多面的に状況分析を行い、多方面からの支援がなされるよう検討することが必要です。

また、障がい者本人がどのような支援や生活を望んでいるのか、本人の意思を確認、尊重しつつ、表出されていないニーズについてもアセスメントすることが重要です。

（参考）障害者虐待防止法第9条第1項

市町村は、第7条第1項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第35条の規定により当該市町村と連携協力する者とその対応について協議を行うものとする。

<関係機関・関係者の例>

①事案対応メンバー（必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者）

- ・ 関係行政機関（生活保護、高齢者福祉、児童福祉関係部局等）
- ・ 保健所、保健センター
- ・ 相談支援事業所
- ・ 障害福祉サービス事業所 等

②専門家チーム

- ・ 弁護士等の法曹関係者
- ・ 警察署
- ・ 医療機関 等

<会議の議題の例>

- ・ 事案のアセスメント
- ・ 援助方針の協議
- ・ 支援方針の協議
- ・ 関係機関の役割の明確化
- ・ 支援の主担当者の決定
- ・ 連絡体制の確認

<ポイント>

- ・ 虐待の状況に応じて、電話等を利用するなど柔軟な会議の持ち方も必要。

(6) 立入調査について

障がい者虐待により障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市町村長は、担当部局の職員に、虐待を受けている障がい者の住所や居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができるとされています。

（参考）障害者虐待防止法第11条

市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

ア 立入調査の要否の判断

- ・ 当事者から情報が取れない場合であっても、関係者へのアプローチなどで必要な情報が取れると判断したときは、その方法を優先する。
- ・ しかし、それらの方法でコンタクトする手立てがなく、かつ障がい者の安否が気遣われるようなときには、立入調査権の発動を検討する必要がある。

【立入調査が必要と判断される状況の例】

- ・障がい者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- ・障がい者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- ・何らかの団体や組織、あるいは個人が、障がい者の福祉に反するような状況下で障がい者を生活させたり、管理していると判断されるとき。
- ・過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に障がい者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- ・障がい者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものがないとき。
- ・入院や医療的な措置が必要な障がい者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- ・入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や障がい者の安全が懸念されるようなとき。
- ・養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる障がい者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- ・家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障がい者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- ・その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障がい者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や障がい者の保護が困難であるとき。

イ 立入調査の実施体制

- ・立入調査の執行にあたる職員は市町村担当部署の職員が行う。市町村障がい者虐待防止センターの職員だけでは実施できない。
- ・また、予測される事態に備え、複数の職員を選任する。
- ・さらに入院等の必要性を判断することのできる医療職の同行も有効。
- ・養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所や保健センター、精神保健福祉センターと連携し、精神保健福祉相談員の同行が考えられる。
- ・また、事前の情報によっては入院を要する事態も想定し、精神保健指定医による診察や入院先の確保などの手配をあらかじめ行っておく必要がある。
- ・立入調査を行う際に、養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがある等、市町村職員だけでは職務執行をすることが困難で、警察の援助が必要である場合には、**様式 1**により、警察署長への援助要請等を行う。

（参考）障害者虐待防止法第 12 条

第 1 項 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認める時は、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

第 2 項

市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

ウ 立入調査の実施方法の検討

まずは、立入調査には、実施上の制約があることを踏まえた上で、立入調査の要否や方法、警察等関係機関への援助依頼のタイミングや内容等を判断する必要があります。

<立入調査の留意事項>

- ・例えば、養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律の規定がない以上、これをできるとは解されていない。
- ・立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではなく、あらかじめ立入調査を執行するための準備（例えば出入りする時間帯をチェックする、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる、等）を綿密に行うことが必要。
- ・立入調査の執行について、養護者等に事前に知らせる必要はない。
- ・立入調査ではタイミングがポイントであり、個々の事案の入念な検討、関係者の協議に基づく判断が必要。例えば、障がい者と養護者が共に在宅しているときと、養護者が外出しているときのいずれが良いかなどについて、慎重に検討する。
- ・立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示する【様式2】。

<実地にあたってのポイント>

- ・立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心がける。
その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意を持って説明。また、障がい者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要。
- ・障がい者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無などを観察するとともに、できれば同行の医療職による診断的チェックを受けることが望ましい。
- ・障がい者から話を聞ける場合には、養護者から離れた場所で徴取。
- ・障がい者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、障がい者本人の同意を得た上で写真等の活用を含めて記録する。
- ・障がい者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、障がい者の生命や身体に関わる危険が大きいときには、緊急入院や身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による措置を通じて、緊急に障がい者と養護者を分離しなければならないことを伝え、養護者の意思に反する場合であっても実行に踏み切ることが必要。
- ・障がい者と養護者の緊急の分離が必要でないと判断されたとき、緊急に障がい者と養護者とを分離することの必要が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うことが必要。
- ・なお、緊急の対応が不要になったとしても、障がい者及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりを持つことが必要。各機関におけるサービスの説明や、何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、支援につなげやすくする。

エ 調査記録の作成と関係書類等の整備

- ・立入調査執行後は、調査記録を作成。

- ・関係書類については、障がい者の外傷の状況記録や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存に努め、調査記録と共に整備。

(7) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

個別ケース会議において、生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとなれば重大な結果を招くことが予測されると判断された場合には、迅速かつ的確な対応が必要となります。

ア 障がい者の保護（養護者との分離）

障がい者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとなれば重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、障がい者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

また、これによって、障がい者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

<対応のポイント>

- ・迅速な対応、事案によっては可能な限り速やかに障がい者の保護・分離をすることが必要な場合もあり、そのような場合には直ちに対応することが必要。また、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応することを原則とする。
- ・保護・分離の要否の判断 障害者の保護・分離の必要性については、相談、通報等への対応や事実確認調査の一連の流れの中で判断する必要がある。また、その判断は担当者個人ではなく、市町村としての決定であることが重要。
- ・そのため、個別ケース会議等を通じ、関連機関・関係者との協議を行うなど、できる限り客観的で慎重な判断が必要。
- ・虐待を受けた障がい者を保護・分離する手段としては、契約による障害福祉サービスの利用（短期入所、施設入所等）、やむを得ない事由等による措置（施設入所、短期入所等）、医療機関への一時入院、市町村独自事業による一時保護などの方法が考えられる。
- ・障がい者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護・分離する手段を検討する。

<やむを得ない事由による措置を行う場合>

- ・保護・分離の一手法として、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく市町村長による「やむを得ない事由による措置」がある。
- ・「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による障害福祉サービスを利用することが著しく困難な障害者に対して、市町村長が職権により障害福祉サービスを利用させることができるというもの。

(参考) やむを得ない事由による措置

- ・身体障害者福祉法 第18条第1項
- ・知的障害者福祉法 第15条の4もしくは第16条第1項第2号
- *被虐待障がい者が、身体障がい者及び知的障がい者以外の障がい者であるときは、当該障がい者を身体障がい者もしくは知的障がい者とみなす（障がい者虐待防止法第9条第2項）

＜虐待を受けた障がい者の措置のために必要な居室の確保＞

- ・ 障害者虐待防止法では、市町村は、養護者による虐待を受けた障がい者について、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとされている。
- ・ 「居室を確保するための措置」としては、障害者虐待防止対策支援事業（国庫補助事業）の一時保護のための居室の確保等の活用など考えられる。

（参考）障害者虐待防止法第10条

市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を取るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

イ 面会の制限（詳細については厚労省手引き参照）

障害者虐待防止法では、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市町村長や障害者支援施設等の長は、虐待の防止や障がい者の保護の観点から、養護者と障がい者の面会を制限することができることとされている。（第13条）

＜措置後の対応のポイント＞

- ・ やむを得ない事由による措置によって障がい者を保護したことで、虐待事案に対する対応が終了するわけではない。
- ・ 措置入所は、障がい者と養護者の生活を支援する過程における手段の一つと捉え、障がい者が安心して生活を送ることができるようになることを最終的な目標とすることが重要。

ウ 措置の解除（詳細については厚労省手引き参照）

身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置によって施設に一時入所した障がい者の措置が解除される場合としては、以下のような例が考えられます。

- ・ 自立した生活に移行する場合
- ・ 家庭へ戻る場合
- ・ 障害福祉サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合

（8）その他の障がい者支援

個別ケース会議の結果、積極的な介入の必要性が高くないと判断される場合においても、虐待状況や要因、障がい者本人や養護者等の状況に関するアセスメントに基づき適切な支援メニューを選定します。

＜適切な支援メニューの例＞（詳細については厚労省手引き参照）

- ・ 適切な障害者福祉サービスの導入
- ・ 医療機関への受診
- ・ 職権による生活保護の利用

- ・就労関係機関との連携
- ・住民基本台帳の閲覧等の不当利用の防止【参考資料 12、13】
- ・年金搾取等の事実確認のための年金個人情報の確認
- ・年金個人情報の秘密保持の手続き
- ・マイナンバー制度における不開示措置
- ・成年後見制度の活用
- ・日常生活自立支援事業の活用

(9) 養護者（家族等）への支援

ア 養護者（家族等）支援の意義

障害者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています。

障がい者虐待事案への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが必要です。

<養護者に対する支援のポイント>

- ・支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努める必要がある。
- ・そのためには、障がい者の保護等を行う職員と養護者への支援を行う職員を分けることも検討。
- ・支援の最終的な目標は、家族関係の回復や生活の安定にある。
- ・援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって障がい者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげることが必要。
- ・介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、障害福祉サービスや各種地域資源の利用、家族会等への参加、カウンセリングの利用を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図る。
- ・特に、養護者の負担感が大きい場合には、短期入所や通所サービスなど、養護者が障がい者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧める。
- ・障害福祉サービスを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合もある。
- ・障がい者に重度の障がいがあり介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行う。
- ・また、介護をしている養護者に対する周囲の人々の何気ない一言が養護者を精神的に追いつめてしまうこともある。
- ・支援者を含め家族や親族が養護者の日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり支援することが、養護者の精神的な支援にもつながる。
- ・養護者や家族に障がい等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合などは、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関の支援を導入する。

(こんな時は) 養護者からの不当な要求があった場合の対応

- ・養護者による障がい者虐待への対応では、上記のとおり、養護者支援の視点が重要ですが、中には、対応の過程で養護者から不当な要求や脅し等が行われる場合もあります。
- ・こうした場合には、通常の養護者支援とは区別し、組織的な対応を図ることが必要となります。
- ・例えば、窓口を一本化させ、統一的な方針の下に毅然とした態度で臨む、職員一人で対応しない、やり取りを記録に残しておく、必要に応じて専門家の助言を仰ぐ、などの対応が重要です。

イ 養護者支援のためのショートステイ(居室の確保)

障害者虐待防止法では、市町村は、養護者の心身の状態から緊急の必要があると認める場合に障がい者を短期間施設に入所させ、養護者の負担軽減を図るため、必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとされています(第14条第2項)。

障がい者虐待に至っていない状態であっても、放置しておけば障がい者虐待につながり得る場合、あるいは緊急に養護者の負担軽減を図る必要がある場合などについては、養護者の負担を軽減する観点から、積極的に当該措置の利用を検討する必要があります。

(参考) 居室の確保策

- ・障害者虐待防止法第14条第2項に規定する「居室を確保するための措置」としては、市町村独自に短期入所するための居室を確保して対応する方法も考えられますが、地域によって居室の空き状況などが異なることから、各自治体の状況に応じた工夫がなされることが期待されます。
- ・居室の確保に当たっては、障害者虐待防止対策支援事業(国庫補助事業)も活用できます。

(参考) 定員超過利用減算の適用について

- ・平成30年度障害福祉サービス報酬改定において、短期入所では、緊急時に受入れを行った場合、「緊急」という局面を勘案し、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに(「定員超過特例加算」)、その間は定員超過利用減算を適用しないこととしています。
- ・さらに「緊急短期入所受入加算」についても、利用開始日のみだった加算を7日間(やむを得ない事情がある場合は14日間)まで広げており、こうした加算を活用することも可能です。

<対応のポイント>

- ・障がい者が短期入所している間も、支援担当者は障がい者本人と養護者等と定期的に関わりを持ち、今後の生活に対する希望などを把握しながら適切な相談、助言等の支援を行うことが必要。

(10) モニタリング・虐待対応の終結

ア 定期的なモニタリング

緊急的又は集中的な対応が一段落着いた場合であってもその後に再度状況が悪化するおそれもあります。このため、個別ケース会議の決定に基づき、状況に応じてモニタリングを行います。具体的には、市町村の担当職員や相談支援専門員等が定期的な訪問を継続し、また、訪問だけでなく、援助を行う関係機関からの聞き取りなどにより障がい者や養護者等の状況を把握します。こうして、障がい者と養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、必要に応じて新たな支援を検討します。

イ 関係機関との連携による対応

モニタリングは、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行うことが重要です。その

ため、個別ケース会議において、事前に関係機関による役割分担や連絡体制等を明確にし、常に連携して対応します。ネットワークを構成する機関と定期的に情報交換や意見交換等を行いながら、信頼関係を構築することが望まれます。

ウ 再アセスメント・対応方針の修正

障がい者や養護者等の状況が変化し、当初の対応方針では十分な対応ができなくなった場合には、速やかに関係機関との個別ケース会議を開催して、再アセスメント、対応方針の修正を行い、関係機関による援助内容を変更していく必要があります。

エ 虐待対応の終結

虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を行わなくなることです。このときの判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。

虐待対応が終結した後も支援が必要な状態が継続することがありますが、虐待対応と通常の支援は区分して扱う必要があります。虐待対応が終結したと思われた時点で状況を整理して会議に諮り、組織的に虐待対応の終結を決定します。その後の生活の支援については、通常業務として市町村や相談支援事業所に引き継ぐとともに、虐待の再発があったときなどに速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供します。

(11) 財産上の不当取引による被害の防止

ア 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

障害者虐待防止法では、市町村は、養護者や障がい者の親族、障害者福祉施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介することが規定されています（第43条第1項）。この相談や関連部署・機関の紹介は、市町村障がい者虐待対応協力者に委託するとが可能です。

市町村は消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生児童委員、相談支援専門員、居宅介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行います。

【相談窓口】

消費生活センター、国民生活センター、日本司法支援センター、成年後見センター、リーガルサポート、弁護士会 等

イ 成年後見制度の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められる場合には、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用も含めた対応が必要となります。市町村長申立ても検討しながら、障がい者の財産が守られるよう、支援を行うことが必要です。

市町村長申し立てについては、[参考資料 14](#) を参照してください。

Ⅲ 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待への対応について

1 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。

「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に該当する施設、事業は次のとおりです。

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ のぞみの園 	
障害福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業 ・ 一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センターを営営する事業 ・ 福祉ホームを営営する事業 ・ 障害児相談支援事業 ・ 障害児通所支援事業 	<p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助</p> <p>児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援</p>

(障害者虐待防止法第2条第4項)

障害福祉施設従事者等による障がい者虐待とは、障害者福祉施設従事者等が行う次のいずれかに該当する行為とされています。(以下、下線部分は、養護者による障がい者虐待と規定が異なる点です。)

- ア 身体的虐待：障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
- イ 性的虐待：障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
- ウ 心理的虐待：障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- エ 放棄・放任：障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、他の利用者によるアからウまでに掲げる行為と同様の行為の放置その他の養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- オ 経済的虐待：障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、高齢者関係施設等の利用者に対する虐待については、65歳未満の障がい者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用されます。児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18以上の障がい者に対するものも含めて児童福祉法が適用されますが、18歳以上で障害者総合支援法の給付を受けて入所している者に対しては、障害者虐待防止法が適用されます。

また、障害者福祉施設従事者等が勤務時間外又は施設等の敷地外で当該施設等の利用者である障がい者に対して行った虐待を含みます。

2 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待への市町村の対応【参考資料2、3】

(1) 通報等の受付

ア 通報の対象等

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対し、市町村への通報義務が規定されています（第16条第1項）。

また、虐待を受けた障がい者は市町村に届け出ることができることとされています（第16条第2項）。

（こんな時は）施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合

- ・障がい者が入所している障害者支援施設の所在地と当該支給決定を行った市町村が異なる場合、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性があります。いずれの場合であっても、通報者への聞き取りなどの初期対応は通報等を受けた市町村が行います。
- ・その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぎます【様式3】。

（こんな時は）支給決定市町村が遠方のため、速やかな安全確認等が困難な場合

- ・障害者福祉施設等が所在する市町村が通報等を受付、当該施設所在地の都道府県や市町村が支給決定市町村に代わり、障がい者の安全確認や事実確認を行うことが考えられます。
- ・支給決定を行った市町村も、当該施設所在地の都道府県等に対し、障がい者の支給決定状況等の情報提供を含め、積極的に協力するなど、通報を受けた市町村、障害者福祉施設等の所在地の都道府県、支給決定をした市町村が連携し、適切に対応します。

（参考）就労継続支援A型に関する相談・通報等

- ・就労継続支援A型で、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合は、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待と使用者による障がい者虐待の両方に該当。
- ・それぞれの業務内容や権限に基づき、市町村、都道府県及び都道府県労働局等が緊密な連携を取ることが必要。

イ 通報等の受付時の対応

障害者福祉施設従事者等による虐待に関する通報等の内容は、サービス内容に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。したがって、通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

そのため、通報等を受けた市町村職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受

け、それが障害者福祉施設従事者等による虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口（例えば市町村や当該事業所の苦情処理窓口等）での対応が適切と判断できる場合には適切な相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

（参考）長野県福祉サービス運営適正化委員会

住所 〒380-0928 長野市若里 7-1-7

長野県社会福祉総合センター 4階（長野県社会福祉協議会内）

電話 0120-28-7109（苦情受付専用電話） FAX 026-227-0137

苦情相談受付時間 午前9時～午後5時まで（土・日・祝日を除く）

<通報等の受理時に聞き取りが必要な項目の例>

①虐待の状況（いつ、どこで、誰が、誰から、何をされたのか）

- ・虐待の種類や程度
- ・虐待の具体的な状況
- ・虐待の経過
- ・緊急性の有無
- ・目撃者、証拠の有無（写真、録画、録音等）

②障がい者の状況

- ・障がい者本人の氏名、居所、連絡先
- ・障がい者本人の心身の状況、意思表示能力
- ・利用している障害福祉サービス等の内容

③虐待者の状況

- ・虐待者の勤務状況、虐待者の職名、立場

④障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無

- ・障害福祉サービス等の利用の有無
- ・家族、関係者（支援者）の有無

⑤相談者（通報者）の情報

- ・氏名、連絡先、障がい者との関係等

<対応のポイント>

- ・相談者（通報者）が焦って連絡している場合には、安心感を与え、相手の訴えたい内容を引き出しながら対応。
- ・匿名による通報であっても、きちんと通報内容を聴く。
- ・「虐待」という言葉を使わない場合でも、障がい者の状態等の相談の内容から虐待が推測される場

合には、その後の対応を念頭に置いて相談を進める構えが必要。

- ・内容によっては、障害者虐待防止法の対象とならない場合もあるので、聞き取り時には同法の対象となるか留意し、対象とならない場合には、適切な機関に引き継ぐ。
- ・相談者（通報者）から対応の結果（状況）等の報告を求められたとしても、報告できない場合があることを伝える必要がある。通報者には守秘義務がないため、報告は慎重に行う。行政の守秘義務について丁寧に説明し、理解を求める。
- ・障害者福祉施設従事者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要。事実の確認にあたっては、それが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行う等、通報者の立場の保護に特に配慮する。

（ワンポイント）

- ・事前に、市町村の個人情報保護条例との調整を図り、相談記録等の取扱いルールを定めておくことが必要です。

ウ 通報等による不利益取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設等における障がい者虐待の事案を施設等の中で抱えてしまふことなく、早期発見・早期対応を図るため、通報等を行ったことによる不利益な取扱いの禁止に関する規定が設けられています。

障害者福祉施設の管理者や従事者等に対して、通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在を周知し、啓発に努めることが必要です。

（参考）障害者虐待防止法第16条第3項、第4項

- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項においても同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

（参考）公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

（2）コアメンバーによる対応方針の協議

ア 初動対応の決定

相談・通報・届出を受けたときには、直ちに虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合であるかどうかを判断します。これらは相談等の受付者個人ではなく、受付記録をもとに担当部局管理職や事案を担当することとなる者、市町村障がい者虐待防止センターの担当者というコアメンバー会議の開催によって組織的に行うことが重要です。

＜初動対応におけるコアメンバー会議で協議が必要な内容の例＞

- ・通報内容の報告、共有、緊急性の判断

- ・今後の対応方針の決定
- ・事実確認調査の日程、出席者の決定、方法、役割分担（聞き役、記録役等）の確認
- ・相談支援専門員等の関係機関への連絡、情報提供依頼の必要性の判断

<対応のポイント>

- ・虐待の有無は、確認した事実をもとに対応方針検討会議で決定。
- ・会議は、管理職（又はそれに準ずる者）等を含む複数職員で行う。
- ・会議の前には、未確認情報を整理し、市町村内部や関係部局でわかる情報については、事前に情報を集めておく。
- ・過去の虐待の状況等も確認し、対応したことがあるケースであれば、当時の対応を確認。

イ 初動対応のための緊急性の判断について

緊急性の判断に当たっては、以下の点をよく検討すべきです。

- ・過去の通報や支援内容等に関する情報の確認
- ・虐待の状況や障がい者の生命や身体への危険性（下の「緊急性が高いと判断できる状況」を参照）

<緊急性が高いと判断できる状況の例>

①生命や身体の安全が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される

- ・骨折、頭蓋内出血、重症のやけど等の深刻な身体的外傷
- ・極端な栄養不足、脱水症状
- ・「うめき声が聞こえる」等の深刻な状況が予測される情報
- ・器物（刃物、食器等）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命や身体の危険が予測される
- ・虐待者が同居している場合の性的虐待等、繰り返しの被害が予測される

②障がい者本人が保護を求めている

- ・障がい者本人が明確に保護を求めている

(3) 県へ虐待相談・通報・届出の報告【様式4】

相談・通報・届出を受理した場合には、**様式4**により、速やかに障害者福祉施設等の所在地を所管する保健福祉事務所に報告します。報告を受け取った保健福祉事務所は、**様式5**により、市町村から提出された書類を添付し、障がい者支援課へ報告します。

なお、障害者福祉施設等の協力が得られない場合や、悪質なケースの場合などは、早期に都道府県へ報告し、都道府県と共同で事実確認を行うことも検討する必要があるため、保健福祉事務所や県障がい者支援課に連絡・協力依頼を行い、協議します。

(参考) 県が共同調査を行う例

- ・小規模町村等で、町村単独で対応が困難な場合
- ・広域での調整が必要であり、市町村単独で対応が困難な場合

保健福祉事務所による支援

- ・障害者福祉施設等が調査に応じない等、市町村での調査が困難な場合
- ・事前情報から、著しい運営基準違反等の疑いがあり、過去の実地指導等の指導内容が守られていない等、県として早期介入の必要がある場合
- ・重大な事態が予測され、早急に障害者総合支援法等による立入調査が必要な場合

保健福祉事務所を通じて障がい者支援課に連絡

(4) 市町村による事実の確認

通報等を受けた市町村は、通報等内容の事実確認や障がい者の安全確認を速やかに行います。

通報が明らかな虚偽である場合はともかく、虚偽の通報であるのかどうかについては、丁寧に事実確認を行い、事案の実態や背景を慎重に見極める必要があります。

なお、こうした事実確認等は市町村が行うべきものですが、この段階では障害者総合支援法に規定する市町村長による調査権限（障害者総合支援法第10条、第48条第1項、第3項、第4項、第49条第7項）に基づくものではなく、障害者福祉施設等の任意の協力の下に行われるものです。

また、障害者福祉施設等において、第三者性を担保したオンブズマン制度や虐待防止委員会などの組織が整備されている場合には、市町村による事実確認調査とあわせ、第三者性を担保した組織が事実確認を行う事により、当該施設の改善に向けた取り組みが機能しやすくなると考えられます。

<事実確認で聞き取り調査を行う者の例>

- ・被虐待障がい者
- ・虐待者
- ・障害者福祉施設等の管理者、職員（主に虐待が行われたと思われる日の勤務者を中心に）
- ・被虐待障がい者の身元引受人等
- ・被虐待障がい者の相談支援専門員等の支援機関関係者

(ワンポイント)

- ・初回調査では、障がい者の安全確認を最優先に、速やかに行います。

<面接時に必要な配慮について>

- ・聞き取りを実施する職員の性別（特に性的虐待の場合）
- ・聞き取りを実施する職員は複数対応
- ・面接を実施する環境への配慮（外部に話し声が漏れない／お互いの話が聞こえない等）
- ・医療職（保健師等）の立会（障がい者の心身の状況の確認）
- ・プライバシーへの配慮（身体状況の確認時等）

<事実確認で把握・確認すべき事項の例>

●障がい者本人への調査項目の例

①虐待の状況

- ・虐待の種類や程度
- ・虐待の具体的な内容
- ・虐待の経過

②障がい者の状況

- ・安全確認：関わりのある障害者福祉施設従事者等（虐待を行ったと疑われる職員は除く）の協力を得ながら、面会その他の方法で確認。特に、緊急保護の要否を判断する上で障がい者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
- ・身体状況：傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
- ・精神状態：虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障がい者の様子を記録する。
- ・生活環境：障がい者が生活している居室等の生活環境を記録する。

③障害福祉サービス等の利用状況

④障がい者の生活状況等

（ワンポイント）

・障がい者に対して聞き取り調査を行う場合は、グランドルールの説明や、質問を理解しやすい言葉に言い換える、コミュニケーションボードやピクトグラム（図や絵記号）の活用等、障がい特性に応じた配慮をし、聞き取りを行います。

●虐待行為が疑われている障害者福祉施設従事者等への調査項目の例

①虐待が行われたとされる際の状況（日時、場所、周りにいた人等）

②虐待が行われたとされる際の前後の状況

③（行為を認めた場合）行った理由

④（行為を認めた場合）行った後の対応の確認（上司への報告等）

⑤その他必要事項（当該障がい者への支援方法の確認等）

●障害者福祉施設等の管理者等への調査項目の例

①当該障がい者に対するサービス提供状況

②虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等

③通報等の内容に係る事実確認、状況の説明

④通報があった際の報告手順、虐待防止の取組状況の確認【参考資料5】

⑤職員の勤務体制

⑥その他必要事項（当該障がい者に係る日々の支援記録、事故報告書、苦情処理簿等）

●障害者福祉施設等の職員への調査項目の例

①当該障がい者に対するサービス提供状況

- ②通報等の内容に係る事実確認、状況確認
- ③その他必要事項（通報等の内容以外に虐待が疑われる事項等）

●記録類の確認の例

- ①日々の支援記録、業務日誌
- ②事故報告書（ヒヤリハット含む）
- ③苦情処理簿
- ④虐待があったとされる日の勤務表、業務の分担表
- ⑤虐待防止に関する取組状況の確認（研修の実施等）

<調査を行う際の留意事項>

●障がい者、障害者福祉施設等への十分な説明

調査にあたっては、障がい者及び障害者福祉施設等に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。

- ・ 訪問の目的
- ・ 担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 障がい者の権利について：障がい者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者自立支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市町村が取り得る措置に関する説明

●事業所等への訪問による調査

- ・ 客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問
- ・ 通報等の内容から障がい者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職（保健師等）が訪問調査に立ち会うことが望ましい。

<対応のポイント>

- ・ 障がい者や障害者福祉施設従事者等が、管理者や他の職員に気兼ねなく安心して話すことができるよう、個室を確保した上で、個別に聞き取りを実施。
- ・ 聞き取り調査を受ける相手は、不利益な取り扱いへの不安や、同僚の職員への遠慮や気兼ね等から、虐待の事実を知っていても黙っていたりすることがあるため、相手の立場や心情に理解を示した上で、真実を話してもらうことが、結果として、全ての人にとって最善の道につながることを説明し、協力を求めることが必要。
- ・ なお、障がい者に対する虐待行為が犯罪行為に該当する場合や障がい者又はその親族が虐待行為を行っていた養護者等を刑事事件として取扱うことを望んでいる場合等には、所管の警察との情報交換が必要となる場合もある。

<聞き取り等の調査の方法>

- ・ 聞き取り調査の内容を正確に記録に残すため、録音等の手段を検討。必要があれば、説明の上、相

手の同意を求める。

- ・聞き取りに当たっては、事案が起きてから時間が経過している場合も少なくないため、まずは記憶を呼び戻してもらう必要がある。なるべく静かで視覚的な刺激が少ない部屋を確保し、集中できる環境を整える。
- ・なるべく答えを誘導しない自由再生質問（オープンな質問）を心掛ける。

<調査時に必要な物の例>

- ・職員証、名札
- ・記録を行うもの（カメラ、録音機、パソコン、筆記用具、メモ用紙等）
- ・聞き取り質問一覧
- ・確認が必要な帳簿等の一覧

(5) コアメンバーによる虐待の有無の判断

障がい者本人及び障害者福祉施設等への事実確認を行った後、それらの事実を整理した上でコアメンバー会議を開催し、虐待の有無の判断や今後の対応について組織的に検討する会議を設けます。

<コアメンバーの例>

- ・障がい者虐待防止事務を担当する市町村担当部局管理職
- ・事実確認調査を実施した市町村担当部局職員

<コアメンバー会議で協議が必要な議題の例>

- ・虐待の有無の判断（伝聞、憶測に基づく判断となっていないか留意すること）
- ・虐待の有無の判断に基づく、今後の対応方針の検討（(6) 参照）
- ・関係機関への協力要請の検討
- ・再発防止策の検討
- ・万が一、再発があった場合の関係機関との連携体制の検討

<障がい者虐待が認められた場合>

- ・施設等に対し、改善を求める指導が必要。改善計画の提出依頼を求めること等を検討。
- ・虐待を行った職員個人のみの問題として扱うことは不適切な場合がある。
- ・組織的な要因を含め、虐待行為に至ってしまった背景、原因を分析し、改善を図ることが必要。
- ・障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障がい者の保護を図るため、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法及び障害者総合支援法その他関係法律に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されている（第19条）。
- ・指導に従わない場合には、社会福祉法及び障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取り消し処分等の権限を適切に行使することにより、障がい者の保護を図る。

(参考) 改善指導の例

- ・ 虐待防止改善計画の作成
- ・ 第三者による虐待防止委員会の設置
- ・ 改善計画について、第三者委員による定期的なチェック、継続的な関与
- ・ (管理者、設置者の虐待行為、隠蔽等悪質な行為があった等の場合は) 当該管理者、設置者を運営に関与させないよう、体制の刷新を求める 等

(参考) 提出された改善指導の着眼点

- ・ 虐待が行われた事実を法人、施設等として真摯に受け止めているか。
- ・ 要因の分析が組織として行われているか。
- ・ 計画書に現場の職員の意見を反映しているか。
- ・ 取組の内容や時期が、具体的かつ明確にされているか。
- ・ 計画策定で終わるのではなく、改善に向けた計画内容の進捗管理も見据えられているか。 等

<障がい者虐待が認められなかった場合>

- ・ 苦情処理窓口等の適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了。
- ・ 事案の終結についても、組織的に判断する。
- ・ 明確に虐待行為が認められなかった場合であっても、不適切な支援が確認できた場合には、改善等の指導を検討する。

(6) 関係機関との連携

(4)により、障がい者の安全が確保され、今後の支援方針について関係機関と協議、協力要請をする必要がある場合、各機関の役割、主担当者、連絡体制等について協議を行うため、個別ケース会議を開催します。

また、障がい者本人がどのような支援や生活を望んでいるのか、本人の意思を確認、尊重しつつ、表出されていないニーズについてもアセスメントすることが重要です。

<関係機関、関係者の例>

① 事案対応メンバー (必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者)

- ・ 関係行政機関 (生活保護、高齢者福祉、児童福祉関係部局等)
- ・ 保健所、保健センター
- ・ 相談支援事業所 (虐待行為があった事業所ではない)
- ・ 障害福祉サービス事業所 (虐待行為があった事業所ではない) 等

② 専門家チーム

- ・ 弁護士等の法曹関係者
- ・ 警察署
- ・ 医療機関 等

<会議の議題の例>

- ・ 事案のアセスメント
- ・ 援助方針の協議
- ・ 支援方針の協議
- ・ 関係機関の役割の明確化
- ・ 支援の主担当者の決定
- ・ 連絡体制の確認

<ポイント>

- ・ 虐待の状況に応じて、電話等を利用するなど柔軟な会議の持ち方も必要。

(7) 市町村から県への状況報告【様式6】

市町村は、事実確認調査の結果、障がい者虐待が認められたか否かにかかわらず、**様式6**により、その状況を、障害者福祉施設等の所在地を管轄する保健福祉事務所に報告します。その際、事実確認及び虐待の有無の判断の経過がわかる資料を添付してください（任意様式）。

障がい者虐待の事実が認められた場合は、様式6に「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）」（様式7）及び対応の経過等がわかる関係資料を添付してください。

報告を受け取った保健福祉事務所は、**様式8**により、市町村から提出された書類を添付し、障がい者支援課へ報告します。

（参考）障害者虐待防止法第17条

市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない

* 県外の障害者福祉施設等の場合は、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）」（様式7）により障害者福祉施設等の所在都道府県に報告し、様式6により、その旨を、市町村を管轄する保健福祉事務所経由で報告してください。

* 中核市等が指定する障害者福祉施設等（県内）の場合は、所在地を管轄する保健福祉事務所経由にて県へ提出してください。その後、県障がい者支援課から当該施設等を指定する自治体に情報提供します。

（参考）就労継続支援A型における障がい者虐待

・ 就労継続支援A型で、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合は、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待と使用者による障がい者虐待の両方に該当。

・ その場合において虐待の事実が認められた場合は、両方について報告書が必要（使用者による障がい者虐待の報告については、本マニュアル該当ページを参照）【**様式9、10**】。

(8) モニタリング・虐待対応の終結

ア 定期的なモニタリング（改善・是正状況の確認）

定期的または適切な期限を設定し、次の手法を参考に、実施状況を把握（モニタリング）します。

また、これらの対応は、定期的な実地指導の際に併せて行う方法もあるため、県が指定権限等を有する事業所等の場合は、必要に応じ、保健福祉事務所または障がい者支援課を通じ、指導日程を確認し、同行します。

これらにより把握した状況により、取組継続を行うための必要な指導助言等を行います。

<モニタリングの手法の例>

- ・ 障害者福祉施設等から改善計画に基づく改善、是正の進捗状況の報告を求める。
- ・ 市町村担当者、第三者委員や相談支援専門員などが事業所等に訪問し、障がい者の生活状況を確認する。
- ・ 事業所内の虐待防止委員会等の記録を確認する。
- ・ 虐待防止研修、セルフチェック結果、アンケート結果、個別面談状況等を確認する。
- ・ 管理者や職員への聞き取りを実施する。

イ 取組の評価と終結の判断

改善・是正状況の確認により市町村担当部署内コアメンバー会議で評価を行い、終結について判断し、障害者福祉施設等に伝達します。

終結後は、通常業務として市町村や相談支援専門員に引き継ぐとともに、万が一、虐待の再発があったときなどに速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供します。

<終結の判断のポイント>

- ・ 障がい者に対する虐待が解消され、安心してサービスを受けられているか
- ・ 再発防止のための方策が適切に講じられ、効果が得られているか

3 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待への県における対応

(1) 県による事実の確認

市町村からの報告を受けた都道府県は、市町村によって障がい者虐待の事実確認がされていないときなど、報告に係る障害者福祉施設等に対して、事実確認のための調査を実施、社会福祉法及び障害者総合支援法に基づく権限の行使について検討します。

調査の際には、当該通報等に係る障がい者についての支給決定を行った市町村に調査への同行を依頼するなど連携して対応します。

(2) 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法においては、都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）することとされています（第20条）。

この公表制度を設けた趣旨は、各都道府県において、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待

の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県における障がい者虐待の防止に向けた取組に反映していくことを目的とするものであり、障がい者虐待を行った障害者福祉施設・障害福祉サービス事業者名を公表することによりこれらの施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではありません（ただし、障がい者虐待等により、障害者福祉施設等としての指定取消が行われた場合には、障害者総合支援法に基づきその旨を公示します）。こうした点に留意しつつ、運用することが必要です。

なお、法に基づく公表事項以外にも、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待に対する指導・措置等を適宜公表することとしている自治体もあります。

<公表の対象となる事項>

次の事案を対象とし、厚生労働省令で定める項目について集計した上で、公表します。

- ・市町村による事実確認の結果、障がい者虐待が行われていたと認められるものとして、都道府県に報告された事案
- ・市町村及び都道府県が共同で事実確認を行った結果、障がい者虐待が行われていたと認められた事案
- ・市町村からの報告を受け、改めて都道府県で事実確認を行った結果、障がい者虐待が行われていたと認められた事案

（参考）障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則第3条
法第二十条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

4 身体拘束に対する考え方

（1）基本的考え方

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事案の第一歩となってしまう危険もあります。身体拘束は、行動障害のある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。

（2）身体拘束の例

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ①車いすやベッド等に縛り付ける。
- ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(3) やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議2001年3月）に基づく以下の要件に沿って検討する方法等が考えられます。

なお、以下の3要件の全てに当てはまる場合であっても、身体拘束を行う判断は慎重に行います。

ア やむを得ず身体拘束を行う3要件

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと（身体拘束を行うことによる本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで危険性が高いことを確認）

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと（まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法を検討し、他に代替手法が存在しないことを確認）

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること（本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い時間であること）

イ やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

①組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。

②本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明を

し、了解を得ることが必要です。

③必要な事項の記録

やむを得ず身体拘束を行った場合には、身体拘束の様態、時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由について、記録を整備する必要があります。

これは、合議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

④身体拘束廃止未実施減算の創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が創設されました。

(参考) <<身体拘束廃止未実施減算【新設】>> 5単位/日

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 等

(参考) 身体拘束に関して県が定める条例等

- ・長野県条例「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例」第40条
- ・長野県健康福祉部長通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の解釈上の留意事項について」第3の3の(41)

IV 利用者による障がい者虐待 への対応について

1 使用者による障がい者虐待

(1) 使用者による障がい者虐待の定義

「使用者」とは、障がい者を雇用する事業主、事業の経営担当者及びその事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者と定義されています（第2条第5項）。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体は含まれません。

使用者による障がい者虐待とは、使用者が行う次のいずれかに該当する行為とされています（以下、下線部分は、養護者による障がい者虐待と規定が異なる点です）。

なお、使用者による障がい者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）障がい者虐待防止法が適用されます。

- ア 身体的虐待：障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
- イ 性的虐待：障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をすること。
- ウ 心理的虐待：障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- エ 放棄・放任：障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、他の労働者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- オ 経済的虐待：障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

2 使用者による障がい者虐待への対応【参考資料4】

(1) 相談、通報及び届出等の受付

ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、使用者による虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対し、市町村又は都道府県への通報義務が規定されています（22条第1項）。

また、使用者による虐待を受けた障がい者は、市町村又は都道府県に届け出ることができることとされています（第22条第2項）。

（参考）就労継続支援A型に関する相談・通報等

- ・就労継続支援A型で、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合は、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待と使用者による障がい者虐待の両方に該当。
- ・それぞれの業務内容や権限に基づき、市町村、都道府県及び都道府県労働局等が緊密な連携を取ることが必要。

(こんな時は) 事業所の所在地と障がい者の居住地が異なる場合

- ・事業所の所在地の市町村に通報等があった場合は、通報を受けた市町村が通報者への聞き取りなどの初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県に通知します。
- ・併せて、その後の対応等については居住地の市町村が生活上の支援を行うこととなりますので、通報を受けた市町村は速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があります。

イ 居住地の市町村の対応

居住地の市町村に通報等があった場合、通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取りなどの初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県に通知します。併せて、事業所への訪問調査等を行う際に、事業所と付き合いのある事業所の所在地の市町村の協力が必要な場合は、事業所の所在地の市町村にも情報提供します。

(こんな時は) 事業所の所在地又は居住地の都道府県に通報等があった場合

- ・通報を受けた都道府県は、速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があります。

ウ 通報等の受付時の対応

使用者による虐待に関する通報等の内容は、労働条件に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。したがって、通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

そのため、通報等を受けた市町村・都道府県職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが使用者による障がい者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。なお、通報等の内容が明らかに使用者による障がい者虐待ではなく、以下に例示する労働相談である場合には、適切な相談窓口につながります。

(参考) 労働相談の例

- ・労働基準監督署
障害者である労働者とその他労働者の区別なく発生している、賃金不払いや長時間労働等の、労働基準関係法令上問題がある事案
- ・公共職業安定所
離職票、失業手当、求職に関するもの等
- ・都道府県労働局雇用環境・均等部(室)
育児・介護休業、女性問題等、労働条件引下げ、配置転換等、その他問い合わせ

(参考) 公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
 - ② その他不利益な取扱い(降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等)の禁止
- ・事業主や労働者に対して、このような通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在を周知し、啓発に努める必要があります。

エ コアメンバーによる対応方針の協議

相談・通報・届出を受けた時には、直ちに虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合であるかどうかを判断します。これらは相談等の受付者個人ではなく、受付記録をもとに担当部局管理職や事案を担当することとなる者、市町村障がい者虐待防止センターの担当者というコアメンバーケース会議の開催によって組織的に行うことが重要です。ここで、障がい者や事業所等の状況に関する更なる事実確認の方法や関係機関への連絡・情報提供依頼などに関する今後の対応方針、職員の役割分担などを決定します。コアメンバーについては、緊急の事態に速やかに対応ができるよう、事前に、責任者やメンバー、各々の具体的な役割を明確化しておくことが必要です。

この対応は、養護者による障がい者虐待や、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の扱いと同様ですので、詳細は、本マニュアル該当ページを参照してください。

(2) 市町村・都道府県による事実確認等

通報等を受けた市町村・都道府県は、通報等内容の事実確認や障がい者の安全確認を行います。しかしながら、市町村・都道府県には事業所に対する指導権限がないため、これは、基本的には事業所の協力の下に行われるものです。事業所の協力が得られる場合には、以下のアからエまでの事実の確認を行います。

なお、事業所の協力を得られず、障がい者の安全確保等の必要がある場合には、速やかに、市町村は事業所所在地の都道府県を經由して、また都道府県は直接、事業所所在地の都道府県労働局に報告し、都道府県労働局が行う調査に同行するなど、協力して対応することを検討します。

<事実確認で把握・確認すべき事項の例>

●障がい者本人への調査項目の例

①虐待の状況

- ・虐待の種類や程度
- ・虐待の具体的な状況
- ・虐待の経過

②障がい者の状況

- ・安全確認：訪問その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障がい者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
- ・身体状況：傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
- ・精神状態：虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障がい者の様子を記録する。
- ・生活環境：住み込みの場合には、障がい者が生活している居室等の生活環境を記録する。

③業務内容、勤務体制、労働環境等

④障がい者の生活状況等

●使用者等への調査項目の例

(* 調査が難しい場合は都道府県又は都道府県労働局に相談)

①当該障がい者の従事する業務内容、勤務体制、労働環境等

- ②虐待を行った疑いのある職員の業務内容、勤務状況等
- ③通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④職員の勤務体制や給与の支払い状況等必要事項

<調査を行う際の留意事項>

●障がい者、使用者等への十分な説明

調査にあたっては、障がい者及び事業所に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。

- ・ 訪問の目的
- ・ 担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 障がい者の権利について：障がい者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者自立支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市町村又は都道府県が取り得る措置に関する説明

●使用者等への訪問による調査

- ・ 訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問。
- ・ 通報等の内容から障がい者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職（保健師等）が訪問調査に立ち会うことが望ましい。

(3) 個別ケース会議の開催

調査の結果、使用者による障がい者虐待が疑われる場合には、個別ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

使用者による障がい者虐待の事実が確認できた場合には、障がい者本人への支援方針等を協議し、市町村の場合は都道府県を経由して、また都道府県の場合は直接、都道府県労働局に報告します。

(ワンポイント) 使用者による障がい者虐待ではない、と明確に判断された場合

- ・ 一般的な労働条件に対する苦情等で他の相談窓口（例えば労働基準監督署や公共職業安定所等）での対応が適切と判断できる場合には、適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

(4) 市町村から都道府県への通知

市町村は、使用者による障がい者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を、様式5により事業所の所在地の都道府県に通知することとされています（第23条）。

ただし、通報等で寄せられる情報には、別の窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれていることがあります。これらが障がい者虐待ではないと明確に判断される事案を除いて、通報等があった事案は市町村から都道府県へ通知することになります。

市町村から都道府県へ通知する際には、**様式10**の「労働相談票」（厚生労働省様式）を作成し、**様式9**に添付の上、通知します。

また、悪質なケース等で、都道府県労働局等による迅速な行政指導が求められる場合には、速やかに市町村から都道府県を経由して都道府県労働局に報告し、協力して対応することが必要です。

(参考) 就労継続支援A型における障がい者虐待

- ・就労継続支援A型で、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合は、障害者福祉施設従事者等による虐待と使用者による虐待の両方に該当。
- ・その場合において虐待の事実が認められた場合は、両方について報告書が必要（障害者福祉施設従事者等による虐待の報告については、本マニュアル該当ページを参照）【様式6、7】。

(5) 都道府県から都道府県労働局への報告

都道府県は、市町村からの通知を受けた場合や、直接に使用者による障がい者虐待に関する通報等を受けた場合には、厚生労働省令で定めるところにより（様式11：厚生労働省様式）、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局総務部企画室に報告します（第24条）。

都道府県が直接通報等を受けた場合には、都道府県から都道府県労働局総務部企画室への報告に当たり、労働相談票（使用者による障がい者虐待）を作成し、添付します。

都道府県は、通報等の内容から緊急性があると判断される場合には、速やかに都道府県労働局総務部企画室に報告するとともに、障がい者の居住地の市町村に情報提供し連携して対応します。

(6) 都道府県労働局による対応

都道府県から報告を受けた都道府県労働局総務部企画室は、報告内容から、公共職業安定所、労働基準監督署、雇用均等室、企画室などの対応部署を決め、事実確認及び対応を行います。

対応部署は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「労働基準法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」などの関係法令の規定による権限を適切に行使して適正な労働条件及び雇用管理を確保します。

住み込みで働いている場合などは、使用者による障がい者虐待であっても、生活支援が必要な場合があると考えられます。対応部署は市町村等の関係機関と連携し、迅速な対応を行う必要があります。

また、行政（公共職業安定所、労働基準監督署等）職員が障がい者虐待を発見した場合、都道府県労働局総務部企画室へ速やかに情報提供を行います。

なお、対応部署による障がい者虐待対応が終結した場合には、その結果を都道府県労働局から事業所の所在地の都道府県に情報提供します。情報提供を受けた都道府県は、障がい者の居住地の市町村に情報提供します。

(7) 都道府県等による障がい者支援

使用者による障がい者虐待が発生した場合、労働条件や雇用管理の面からの事業者に対する指導は都道府県労働局が、障がい者に対する生活支援などについては市町村や都道府県が担当することとなります。障がい者の生活を全人的に回復させることが重要であり、両者が十分に連携することが必要です。

障害者虐待防止法においても、都道府県労働局長等が権限を行使する際には、当該報告に係る都道府県と連携を図ることとされており、（第26条）都道府県に対し適宜情報提供しながら対応します。

都道府県においては、早い時期に障がい者の居住する市町村や障害者就業・生活支援センターに情報提供等を行い、具体的な相談支援や福祉的な措置等について依頼します。

(8) 使用者による障がい者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法においては、厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障がい者虐待の状況、使用者による障がい者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）することとされています（第28条）。

V 様式集

障害者虐待事案に係る援助依頼書

年 月 日

〇 〇 警察署長 様

〇 〇 市(町、村)長 ㊟

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。

依頼事項	日時	年 月 日 時 分～ 時 分	
	場所		
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他 ()	
障害者	障害の内容		
	(ふりがな)氏名	□男 ・ □女	
	生年月日	年 月 日生 (歳)	
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()	
	電話	() - 番	
	職業等		
養護者等	(ふりがな)氏名	□男 ・ □女	
	生年月日	年 月 日生 (歳)	
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()	
	電話	() - 番	
	職業等		
	障害者との関係	<input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他親族 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
虐待の状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	
	虐待の内容		
障害者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由			
警察の援助を必要とする理由			
担当者・連絡先	所属・役職		氏名
	電話 () - 番 携帯電話 - 番		内線 番

(様式2 厚生労働省様式)

【参考例】 身分証明書 (表)

証 票		
第 号	年 月 日 交付	
所 属 氏 名		
<p>上記の者は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第11条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。</p>		
市 町 村 長 名	<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">市町村 長 印</td></tr></table>	市町村 長 印
市町村 長 印		

(裏)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第35条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第7条第1項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置を講じるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第18条第1項又は若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定を適用する。

3 市町村長は、第7条第1項の規定による通報又は第1項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(日本工業規格 A 列 7 番)

〔記載の留意事項〕

本様式は、通報等を受理した市町村が可能な限り記載し、支給決定市町村へ事案を引き継ぐ際に使用する。

なお、その際には、通報等受理市町村において作成している受付記録等の参考資料を添付し、虐待を受けたと思われる障がい者の氏名や、通報者等の連絡先を含め、詳細を引き継ぐこと。添付する受付記録等の内容により、本様式1から3の項目が網羅できる場合は、記載を省略して差し支えない。

また、支給決定市町村へ引き継ぐ際には、通報等を行った者の意向も併せて引き継ぐこと（匿名扱いの希望等）。

〔1の（1）サービスの種別〕

1の（1）は、以下を参考に記載してください。

〔障害者総合支援法〕

- ・ 障害者支援施設
- ・ のぞみの園
- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 短期入所
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 自立訓練（機能・生活・宿泊型）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援A型
- ・ 就労継続支援B型
- ・ 就労定着支援
- ・ 自立生活援助
- ・ 共同生活援助（グループホーム）
- ・ 一般相談支援
- ・ 特定相談支援
- ・ 移動支援
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 福祉ホーム

〔児童福祉法〕

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 障害児相談支援

年 月 日

(圏域名) 保健福祉事務所福祉課長 あて

(支給決定市町村障がい福祉担当課) 課長

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待相談・通報・届出について (報告 I)

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の相談・通報・届出がありましたので、下記のとおり報告します。

記

1 虐待の相談・通報・届出の内容

別添のとおり。

* 受付記録等を添付すること。

2 今後の取組方針 (事実確認調査の日程等)

3 県との連携の必要性 (該当する場合に○印)

- ・ 事実確認調査への同行 (必要とする理由)
- ・ 広域調整 (支給決定市町村が複数の場合など)
- ・ 障害者総合支援法等による権限行使 (必要とする理由)
- ・ その他 ()

担当者名 _____ 連絡先 _____

(記載の留意事項)

本様式は、支給決定市町村が通報等を受理した場合、もしくは、通報等受理市町村から支給決定市町村に通報等の報告があった場合に必要事項を記載し、障害者福祉施設等を管轄する保健福祉事務所へ報告する際に使用する。

なお、その際には、通報等受理市町村において作成している受付記録等、通報等の詳細がわかる参考資料を添付すること。

(様式 5 保健福祉事務所→障がい者支援課 報告)

年 月 日

障がい者支援課長 あて

(圏域名) 保健福祉事務所福祉課長

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待相談・通報・届出について (報告 I)

標記の件について、市町村から別添のとおり提出されましたので、報告します。

(担当者氏名等)

(圏域名) 保健福祉事務所福祉課長 あて

(支給決定市町村障がい福祉担当課) 課長

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の対応状況について (報告Ⅱ)

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の相談・通報・届出があった事案の対応状況について、下記のとおり報告します。

記

1 障害者福祉施設等の名称

2 対応の状況

(1) 事実確認調査の実施状況

ア 実施日 (複数回の場合は全ての日を記載)

イ 実施の方法 (該当するものに○印)

・施設等への訪問調査 ・電話調査 ・その他 ()

ウ 調査の相手方

(2) 事実確認調査を踏まえた判断結果 (該当するものに○印)

・虐待が認められた。(「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について (報告)」及び関係資料添付)

《補足情報》

①通報・届出者の続柄: _____

②被虐待障がい者の手帳の種別及び等級: _____

③虐待者の正規雇用/非正規雇用の別: _____、

④施設等における対応 (該当するものに○印)

管理者の虐待防止に関する研修の受講/職員に対する虐待防止に関する研修の実施/虐待防止委員会の設置/通報義務の履行/その他: _____

・虐待は認められなかった。

(理由 _____)

・虐待の事実は明確に確認できなかった (判断に至らなかった)。

(理由 _____)

⇒ 障害者福祉施設等への助言・指導の有無 : あり/なし (該当するものに○印)

・その他 (_____)

3 今後の対応について (該当するものに○印)

・対応を終結 ・虐待事案対応を続行 ・県との共同調査が必要

担当者名 _____ 連絡先 _____

〔記載時の留意事項〕

本様式は、通報等を受理した市町村において、事実確認調査等が終了し、障害者福祉施設等を管轄する保健福祉事務所へ報告する際に使用する。

なお、その際には、事実確認等の経過（虐待が認められなかった場合もその判断根拠がわかるもの）（任意様式）を添付のこと。添付する記録等の内容により、本様式2の項目が網羅できる場合は、記載を省略して差し支えない。

また、2の（2）の「虐待が認められた」項目のうち、四角内に記載のある事項は、毎年度実施される厚生労働省が実施する「障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」において必要な事項である。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）

本件は、各市町村において事実確認を行った結果、

障害者福祉施設従業者等による障害者虐待の事実が認められた事案である。

特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。

更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。

()

(注) 不明の項目については記載しなくてもよい。

1 障害者福祉施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名称	：	_____
・サービス種別	：	_____
		(事業者番号：_____)
・所在地	：	_____
		TEL _____ FAX _____

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の状況

氏名	性別 ()	年齢 ()
障害の種類 (支援区分)	身体障害 知的障害 精神障害 発達障害 その他の心身の機能障害 () 障害支援区分 非該当 1 2 3 4 5 6 なし 不明等	
行動障害の有無	①強い行動障害がある (区分3、行動関連項目8点以上) ②認定調査を受けてはいないが、①と同程度の行動障害がある ③行動障害がある (①、②に該当しない程度の行動障害) ④行動障害がない ⑤行動障害の有無が不明	
心身の状況		

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待 放棄・放置 その他 ()	性的虐待 経済的虐待	心理的虐待
虐待の内容			
発生要因			

4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、性別、**生年月日**及び職種

氏名		性別		生年月日	
職種 (資格を有する者についてはその資格及び職名を、 その他の者については職名及び職務内容を記載)					

5 市町村が行った対応

<input type="checkbox"/> 施設等に対する指導 <input type="checkbox"/> 施設等からの改善計画の提出依頼 <input type="checkbox"/> 虐待を行った障害者福祉施設従事者への注意・指導 <input type="checkbox"/> 総合支援法の規定に基づく勧告・命令・処分 <input type="checkbox"/> 報告徴収、出頭要請、質問、立入検査 <input type="checkbox"/> 改善勧告 <input type="checkbox"/> 改善勧告に従わない場合の公表 <input type="checkbox"/> 改善命令 <input type="checkbox"/> 指定の効力の全部又は一部停止 <input type="checkbox"/> 指定取消 <input type="checkbox"/> 児童福祉法の規定に基づく勧告・命令・処分 <input type="checkbox"/> 報告徴収、出頭要請、質問、立入検査 <input type="checkbox"/> 改善勧告 <input type="checkbox"/> 改善勧告に従わない場合の公表 <input type="checkbox"/> 改善命令 <input type="checkbox"/> 指定の効力の全部又は一部停止 <input type="checkbox"/> 指定取消 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載すること）
--

(注) 市町村における取扱経過、指導内容がわかる資料を添付すること

6 虐待を行った障害者福祉施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

<input type="checkbox"/> 施設等からの改善計画の提出 <input type="checkbox"/> 総合支援法、児童福祉法の規定に基づく勧告・命令等への対応 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載すること）

(注) 施設等からの改善計画等の写しを添付すること

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 17 条の規定に基づき、上記の通り報告する。

年 月 日

長野県知事（障がい者支援課） あて

市長村長名

市町村 長 印

(様式 8 保健福祉事務所→障がい者支援課 報告)

年 月 日

障がい者支援課長 様

(圏域名) 保健福祉事務所福祉課長

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待状況報告書について (報告Ⅱ)

標記の件について、市町村から別添のとおり提出されましたので、報告します。

(担当者氏名等)

(様式9 厚生労働省様式)

年 月 日

長野県知事 へ

市町村長

使用者による障がい者虐待に係る報告

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第23条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 通知資料

- ① 労働相談票（使用者による障がい者虐待）
- ② （添付資料を具体的に記載）

2 連絡先

担当部署名		担当者氏名	
電話番号			

労働相談票（使用者による障害者虐待）

（受付台帳番号）

				(受付台帳番号)				処理欄		
受付等	受付年月日	平成 年 月 日	来庁等	1. 来庁 2. 電話 3. 文書等 4. 発見等				来庁等		
	障害者虐待に関する通報・発見等の端緒	【市町村記入欄】 ()	【都道府県記入欄】 ()	【労働局等記入欄】 ①監督署等 ②安定所等 ③雇用環境・均等部(室) ④その他				発見等端緒		
		1 通報 2 届出	3 通報 4 届出	5 相談 ・ 6 発見						
通報(届出)者の事項	通報(届出)者氏名				性別					
					1. 男 2. 女 3. 不明					
	事業所への通知の諾否	通報・届出の有無 諾・否		通報者氏名の通知 諾・否		被虐待者氏名の通知 諾・否				
	被虐待者との関係	1.相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等 2.近隣住人・知人 3.民生委員 4.被虐待者本人 5.家族・親族 6.虐待者自身 7.当該市区町村行政職員 8.警察 9.職場の同僚 10.都道府県労働局からの通報 11.教職員 12.医療機関関係者 13.その他() 14.不明(匿名を含む)							関係	
	住所									
電話番号	TEL	-	-	携帯TEL	-	-				
被虐待者に関する事項	被虐待者氏名				性別	生年月日	年齢	性別		
					1.男 2.女 3.不明					
	年齢区分	1. ~17歳 2. 18~19歳 3. 20~24歳 4. 25~29歳 5. 30~34歳 6. 35~39歳 7. 40~44歳 8. 45~49歳 9. 50~54歳 10. 55~59歳 11. 60~64歳 12. 65歳以上 13. 不明							年齢	
	障害の種類	1.身体障害 2.知的障害 3.精神障害(発達障害を除く) 4.発達障害 5.その他心身の機能の障害							種類	
	雇用形態	1.正社員 2.パート・アルバイト 3.派遣労働者 4.期間契約社員 5.その他() 6.不明							形態	
	障害程度区分	1.区分1 2.区分2 3.区分3 4.区分4 5.区分5 6.区分6 7.なし 8.不明							程度区分	
心身の状況										
住所										
電話番号	TEL	-	-	携帯TEL	-	-				
事業所に関する事項	事業所名	(事業所が【就労継続支援A型】の指定を受けているかどうか 有・無)								
	代表者職氏名									
	担当者職氏名									
	所在地									
	電話番号	TEL	-	-	FAX	-	-			
	規模	1. 5人未満 2. 5~29人 3. 30~99人 4. 100~499人 5. 500~999 6. 1000人以上 7. 不明							規模	
業種	1.農業、林業 2.漁業 3.鉱業、採石業、砂利採取業 4.建設業 5.製造業 6.電気・ガス・熱供給・水道業 7.情報通信業 8.運輸業、郵便業 9.卸売業、小売業 10.金融業、保険業 11.不動産業、物品賃貸業 12.学術研究、専門・技術サービス業 13.宿泊業、飲食サービス業 14.生活関連サービス業、娯楽業 15.教育、学習支援業 16.医療、福祉 17.複合サービス事業 18.サービス業(他に分類されないもの) 19.公務 20.分類不能の産業 21.不明							業種		
債田者名				性別	生年月日	年齢	性別			

使用者に関する事項	性別	1.男 2.女 3.不明	性別
	年齢区分	1. ~ 29歳 2. 30 ~ 39歳 3. 40 ~ 49歳 4. 50 ~ 59歳 5. 60歳以上 6. 不明	年齢
	被虐待者との関係	1.事業主 2.所属の上司 3.所属以外の上司 4.その他() 5.不明	関係
	虐待の種別	10.身体的虐待 20.性的虐待 30.心理的虐待 40.放置等 50.経済的虐待 41.放置等(身体的虐待) 42.放置等(性的虐待) 43.放置等(心理的虐待)	種別
虐待の内容・対応等	虐待の内容及び発生要因		
	市町村又は都道府県が行った対応		
	使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容		

年・月・日	処 理 経 過
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
備 考	

様式2 「労働相談票(使用者による障害者虐待)」の記載要領

本様式は、使用者による障害者虐待の通報等を受けた又は発見等を行った機関において、「処理欄」も含めて、可能な限り記載することとし、「被虐待者」や「使用者」が複数いる場合は、同内容の記載事項は、適宜、省略し、該当者のそれぞれについて、本様式を作成することとして差し支えない。

また、受付時に不明な点については、処理経過において確認することとし、「処理経過」欄にその旨を記載すること。また、当該労働相談票をどの部署で受付、どこに送付したのかを処理経過欄に明記すること。

例：○年○月○日 A県○○障害福祉課にて様式2「労働相談票(使用者による障害者虐待)」を作成した。当該案件は、使用者による障害者虐待の疑いがあるので、A労働局雇用環境・均等部(室)に当該労働相談票を送付した。

なお、「受付台帳番号」の欄については、労働局雇用環境・均等部(室)で記載すること。

また、記載欄に該当番号があり、右に処理欄があるものは、該当番号に○をつけ、右の処理欄に番号を記載し、該当番号があり、右に処理欄がないものは番号に○をつけること。

【受付等】

- 1 「受付年月日」の欄は、障害者虐待の通報等を受けた又は発見等を行った機関において、通報等を受けた又は発見等を行った日を記入すること。
- 2 「来庁等」の欄の「文書等」とは、FAX・郵送、電子メール受信等の場合とし、「発見等」は、事業所を訪問した際に虐待を発見した場合に記入すること。
- 3 「障害者虐待に関する通報・発見等の端緒」の欄については、市町村・都道府県・労働局等のそれぞれの記入欄に、以下により記載し、右の処理欄に該当番号を記載すること。
《市町村・都道府県記入欄》
・ () に対応した部局名を記載し、通報又は届出のいずれかを○で囲むこと。
《労働局等記入欄》
・ ①～⑤の対応した部局のいずれかを○で囲み、直接相談等を受けた場合は「相談」を、事業所訪問等で発見した場合は「発見」のいずれかを○で囲むこと。なお「監督署等」には労働基準部、「安定期等」には職業安定部が含まれるものとし、「その他」には需給調整事業部等、労働局内のその他の部局が含まれること。

【通報(届出)者の事項】

- 1 「通報(届出)者氏名」の欄については、行政機関に対しても匿名の場合は匿名と記載すること。また、通報者が複数いる場合には代表者氏名を記載すれば足りること。
- 2 「事業所への通知の諾否」の欄については、通報(届出)者に、「通報・届出の有無」、「通報者氏名の通知」(※通報の時のみ)、「被虐待者氏名の通知」の諾否等、内容を事業所に明らかにして処理することを望むかどうかを聴取の上、諾・否のいずれかを○で囲むこと。なお、どの程度の情報を伝えていのかの具体的な範囲は「処理経過」に記載すること。
- 3 「被虐待者との関係」の欄については、1～14のいずれかに該当する項目を○で囲み、処理欄に該当番号を記載すること。なお、通報者が複数いる場合には代表者と被虐待者との関係を記載すれば足りること。

【被虐待者に関する事項】

- 1 「被虐待者氏名」の欄については、被虐待者が届出を行っている場合は、届出者と同一なので、「同上」と記載すること。また、不明の場合は不明と記載すること。
- 2 「生年月日」、「年齢」の欄については、できる限り把握し、記載すること。
- 3 「障害の種類」の欄については、区分が複数ある場合には、該当項目を複数○で囲み、処理欄にすべて記載すること。
- 4 「障害者区分」の欄については、市町村・都道府県にて記載する内容であり、労働局等において記載する必要はないこと。
- 5 「心身の状況」の欄については、被虐待者について特筆すべき事項があれば、記載すること。

【事業所に関する事項】

- 1 「担当者職氏名」の欄については、使用者による障害者虐待が行われた事業所における労務管理担当者の職氏名がわかれば、記載すること。
- 2 「業種」の欄については、日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づき、1～21のいずれかに該当する項目を○で囲み、処理欄に該当番号を記載すること。

【使用者に関する事項】

- 1 「使用者氏名」の欄については、使用者による障害者虐待を行っている者の氏名を記載し、不明の場合は不明と記載すること。
- 2 「性別」、「生年月日」、「年齢」、「年齢区分」の欄については、できる限り把握し、記載すること。なお、虐待を行った使用者が複数名存在する場合には、代表的な使用者について記載し、その他の虐待を行った使用者については、「処理経過」に記載すること。
- 3 「被虐待者との関係」の欄の4 その他については、1～3に該当しない場合の上司等を記載すること。

(様式 11 厚生労働省様式)

第 号
年 月 日

長野労働局長 様

長野県知事

使用者による障がい者虐待に係る報告

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第24条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 通知資料

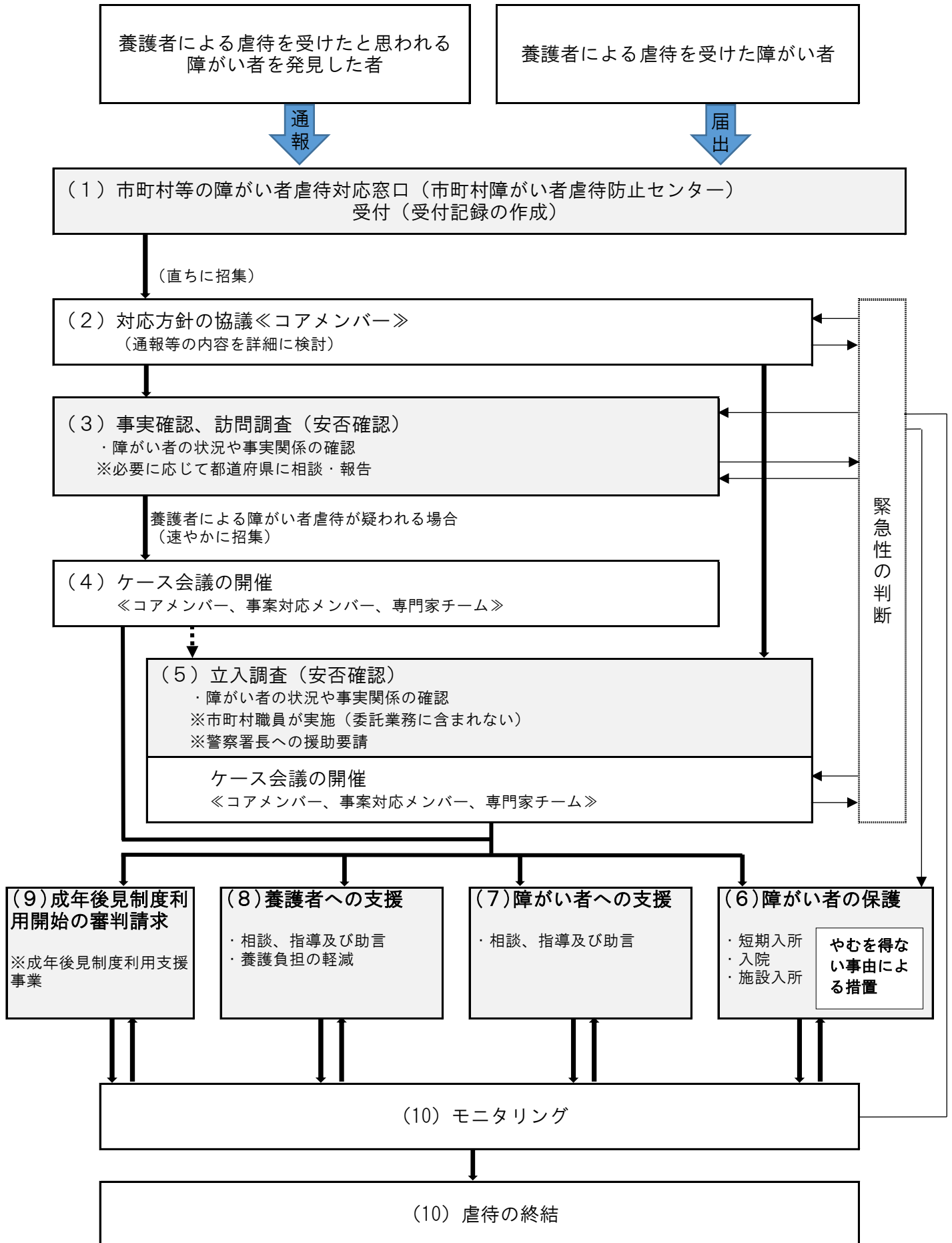
- ① 労働相談票（使用者による障がい者虐待）
- ② （添付資料を具体的に記載）

2 連絡先

担当部署名		担当者氏名	
電話番号			

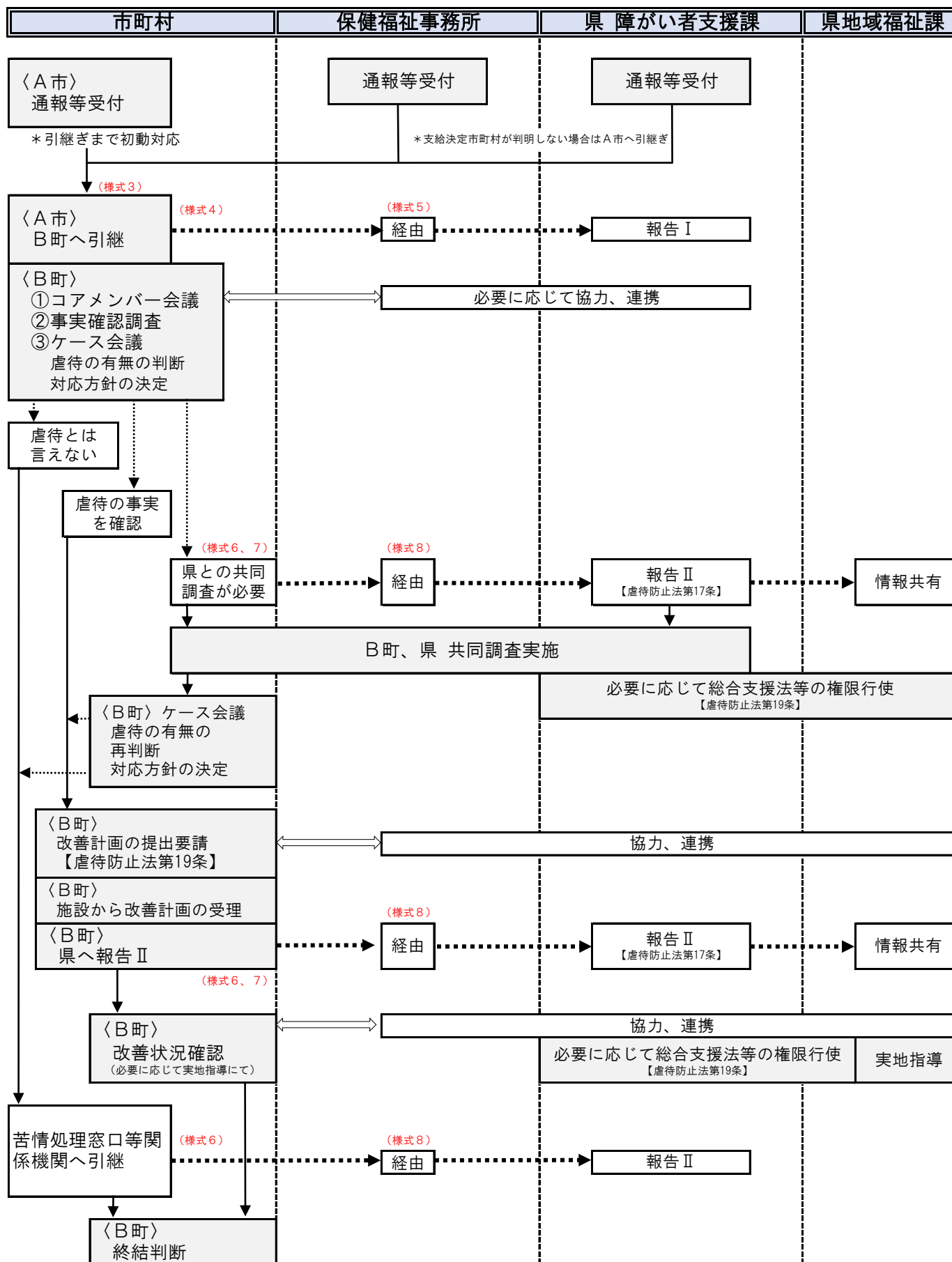
VI 參考資料集

養護者による障がい者虐待への対応（市町村）



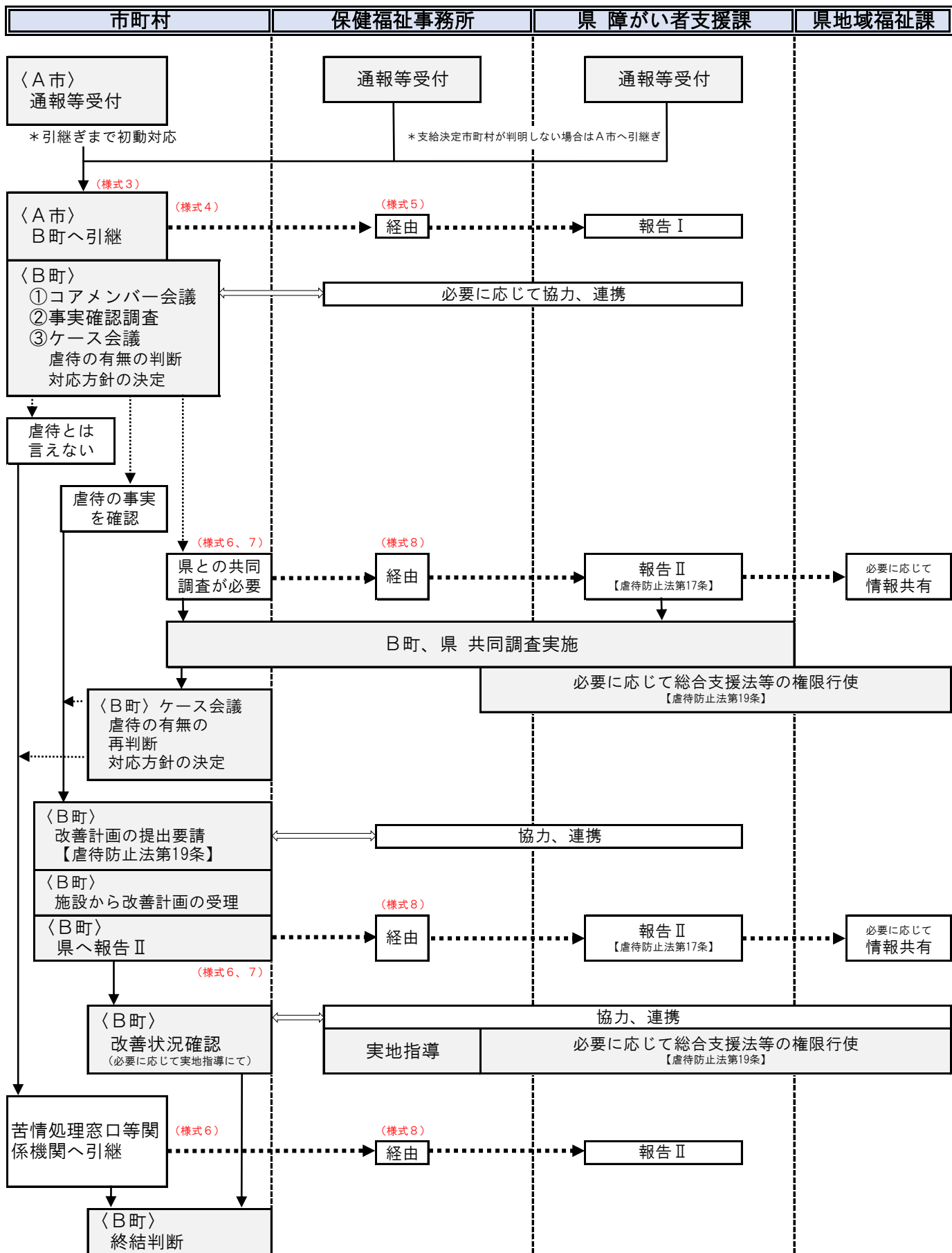
【参考資料2】県が指定する障害者支援施設における虐待の対応フロー図

(摘要) 施設の所在市町村：A市
 利用者の支給決定市町村：B町
 A市を所管する保健福祉事務所：C保福事
 施設の指定権者：県 障がい者支援課
 ＊中核市が指定する施設の場合、県 障がい者支援課が報告Ⅰ及びⅡを受けた場合、指定権限を有する中核市へ情報提供、共同調査が必要な場合は連携して対応。

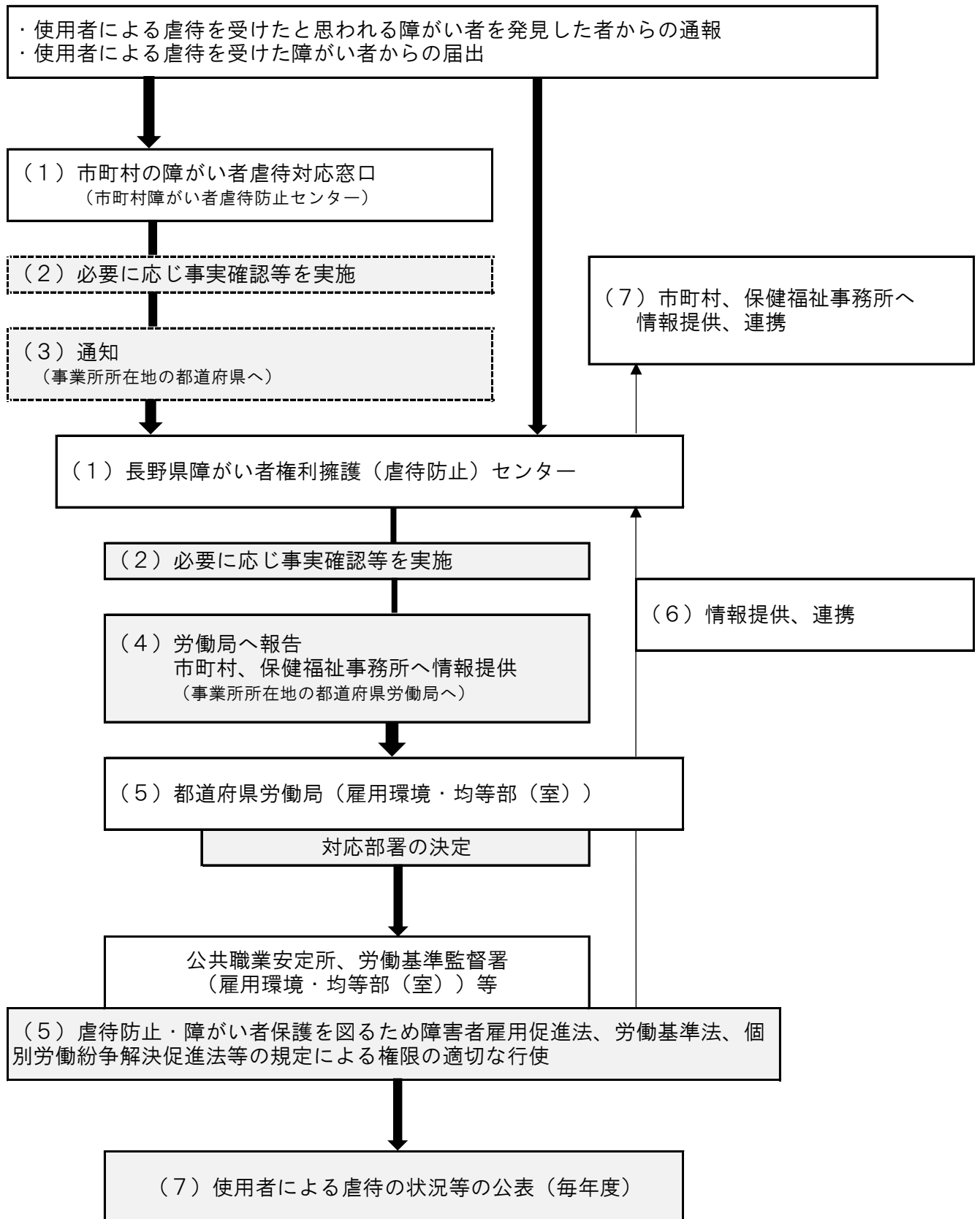


【参考資料3】県が指定する通所・GH等事業所における虐待の対応フロー図

(摘要) 事業所の所在市町村：A市
 利用者の支給決定市町村：B町
 A市を所管する保健福祉事務所：C保福事
 事業所の指定権者：県 障がい者支援課
 ＊中核市等が指定する事業所の場合、県 障がい者支援課が報告Ⅰ及びⅡを受けた場合、指定権限を有する中核市等へ情報提供、共同調査が必要な場合は連携して対応。



使用者による障がい者虐待への対応



障害福祉サービス事業所等の長 様

長野県健康福祉部障がい者支援課長

「障がい者虐待が疑われる場合に当該障害者福祉施設等がとるべき対応フロー
図」の策定について（通知）

日頃より、県の障がい者支援施策の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当県では、障がい者虐待の防止について、平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法の施行以降、研修会の開催や出前講座の実施等により、周知啓発に取り組んできたところです。

しかしながら、当県においても依然として障がい者虐待が発生しており、また、障害者福祉施設従事者等がその状況を発見した際、通報等の適切な対応がとられていない場合があります。

このことから、万が一、障害者福祉施設従事者等が、障がい者虐待が疑われる状況を発見した際に、適切な対応がとれるよう、下記のとおり対応フロー図を策定しましたので、当該フロー図を参考に、貴事業所における報告ルート等について今一度ご確認いただき、職員に周知願います。

記

1 障がい者虐待が疑われる場合に当該障害者福祉施設等がとるべき対応について

(1) 対応フロー図（別添のとおり）

別添当該フロー図は参考例です。各障害福祉サービス事業所等の状況に応じて、上司や虐待防止委員会、法人等への報告ルートを設定してください。

(2) 虐待が疑われる場合の通報先について

障害者虐待防止法第16条では、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、市町村に通報することとされています。市町村の連絡先は、県公式ホームページの障がい者権利擁護（虐待防止）センターに関するページに掲載していますので、御参照ください（下部3を参照）。

なお、県障がい者権利擁護（虐待防止）センターにおいても、障がい者虐待に関する相談を受けつけております。

2 障がい者虐待防止の取組について

障がい者虐待の防止には、日頃からの継続した取り組みが重要です。

厚生労働省が作成している「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（平成 30 年 6 月）」を参考に、障がい者虐待の未然防止に努めてください。

なお、当該手引きには、職場内研修用冊子が添付されていますので、御活用ください。

また、厚生労働省では、障害者虐待防止法に関するわかりやすいパンフレットを作成し

ているため、利用者等への周知に御活用ください。

これらは、厚生労働省の公式ホームページに掲載されています（下部3を参照）。

3 参考

○長野県障がい者権利擁護（虐待防止）センター ホームページ

県公式ホームページ ホーム > 健康・福祉 > 障がい者福祉 > 相談窓口 > 長野県障がい者権利擁護（虐待防止）センター

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/sodan/kenriyogo/index.html>

○厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

※当県ホームページにリンクを掲載しています。

長野県健康福祉部障がい者支援課 課長：浅岡 龍光 担当：久保 栄理子 T E L 026-235-7108 F A X 026-234-2369 電子メール shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

障がい者虐待が疑われる場合に当該障害者福祉施設等がとるべき対応フロー図
 (参考例)(2018年6月 長野県健康福祉部障がい者支援課)

障がい者虐待の疑い行為を発見した者

★市町村障がい者虐待防止センターへ通報

※支給決定市町村がわかる場合には支給決定市町村へ連絡
 ※通報者は法律により保護される
 (障害者虐待防止法第16条、公益通報者保護法)

★行政が行う調査に協力

最優先

★利用者の安全確保、応急処置

★家族/身元引受人等へ連絡、報告

(管理者等の責任のある者からの状況説明)

★虐待を行った疑いのある職員の勤務を変更する等の対応

(直接的な支援から外す、出勤停止にする 等)

★関係者への事実の確認

(虐待を行った疑いのある職員、目撃者、障がい者本人、他)

★法人本部に報告

(必要に応じ、臨時理事会の開催について検討)

★虐待防止委員会の招集、開催

※通報者は、通報したことにより解雇その他不利益な取り扱いを受けないとされています。
 (障害者虐待防止法第16条第4項)

行政による事実確認調査の結果

●虐待であると判断された場合

利用者/家族/身元引受人等へ報告、説明
 (謝罪、改善に向けての対応に関する説明)

虐待事案の内容によっては、法人の理事長等役職員が同席した上で家族会を開き、説明と謝罪を行い、信頼の回復に努める必要があります。

- 虐待が行われた要因の分析と再発の防止
- 法人としての対応策をまとめる(改善計画の策定、法人内での共有 等)
- 再発防止策(研修等)の徹底

<原因の分析方法>

・虐待を行った職員及びその他の職員への聞き取り、虐待防止委員会での分析、第三者的立場の有識者による検証委員会、法人による他施設等への内部調査の実施 等

<加害者の職員や役職者への処分等>

・事実の確認と原因の分析を通じ、虐待に関係した職員や施設の役職者の責任を明らかにし、法人として責任の所在に応じた処分を行う。
 ・処分を受けた者については、虐待防止や職業倫理等に関する教育や研修の受講を義務付ける等、再発防止のための対応を徹底して行う。

○虐待ではないと判断された場合

利用者/家族/身元引受人等へ報告、説明
 (結果及び今後の取組についての説明)

- 虐待防止体制の見直し
- 支援内容の見直し

<虐待防止の例>

- ・虐待防止委員会の定期的な開催、支援の検証
- ・全職員に対する虐待防止研修の継続的な実施
- ・各種研修の実施
- ・定期的な虐待防止チェックリストの実施
- ・定期的な職員ストレスチェックの実施
- ・管理者による現場の把握
- ・風通しの良い職場づくり(ボランティア等の受け入れ)

「虐待ではない」と判断された場合であっても、通報があった事実を真摯に受け止め、日頃から継続して虐待防止に取り組むことが大切です。

障がい者虐待の例

区分	内容と具体例
<p>身体的虐待</p>	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・やけど ・打撲させる ・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等）
<p>性的虐待</p>	<p>性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する
<p>心理的虐待</p>	<p>脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけているのに意図的に無視する
<p>放棄・放置</p>	<p>食事や排泄、入浴、洗濯等周辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない ・制限する ・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する
<p>経済的虐待</p>	<p>本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない ・使わない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

障がい者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障がい者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

年齢	所在場所	福祉施設・事業						企業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援法		介護保険法等	児童福祉法				
		障害福祉サービス事業所 (入所系、日中系、訪問系、G H等含む)	相談支援事業所	高齢者施設等 (入所系、通所系、訪問系、 居住系等含む)	障害児通所支援事業所	障害児入所施設等 ※3	障害児相談支援事業所		
18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援 (都道府県) ※1			—	障害者虐待防止法 (省令) ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県) ※4	障害者虐待防止法 (省令) ・適切な権限行使 (都道府県市町村)		
18歳以上 65歳未満	障害者虐待防止法 ・被虐待者支援 (市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	—	(20歳まで) ※2	【20歳まで】	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県労働局)	障害者虐待防止法 ・間接的防止措置 (施設長、管理者)	
				【特定疾病 40歳以上】	—	—			
65歳以上	障害者虐待防止法 高齢者虐待防止法 ・被虐待者支援 (市町村)			高齢者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	—	—	—		

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

※2 放課後等デイサービスのみ

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等(児童福祉法第33の10)

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

【参考資料8】(厚労省手引きより)

【参考】 障害者虐待発見チェックリスト

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障害者自らSOSを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

<身体的虐待のサイン>

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮等に傷がある
- お尻、手のひら、背中等に火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

<性的虐待のサイン>

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

<心理的虐待のサイン>

- かきむしり、かみつき等、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等がみられる
- 身体を萎縮させる

- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

<放棄・放置のサイン>

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

<経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ているなのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人 PandA-J）を参考に作成

【注】セルフネグレクト（自己による放任）について

NPO法人 PandA-J の「障害者虐待防止マニュアル」のチェックリストには「セルフネグレクトのサイン」が挙げられています。セルフネグレクト（自己による放任）については、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いので、市町村の障害者の福祉に関する事務を所管している部局等は、相談支援事業所等の関係機関と連携して対応をする必要があります。

<セルフネグレクトのサイン>

- 単身生活の人が、痩せて食事をしていないようであったり、身体や衣類の清潔が保たれていない
- 昼間でも雨戸が閉まっている
- 窓ガラスが割れたまま放置されている
- 電気、ガス、水道が止められていたり、家賃の支払いが滞っている
- ゴミが部屋の中や家屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
- 郵便物がたまったまま放置されている
- 野良猫のたまり場になっている
- 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と頑なに遠慮したり拒否し、あきらめの態度がみられる

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人 PandA-J）を参考に作成

障がい者虐待（相談）受付チェックシート

様式 1

受付日	年 月 日 時 分～ 時 分	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	
受付期間	<input type="checkbox"/> ●●市（町村）障がい福祉課	<input type="checkbox"/> ●●市（町村）虐待防止センター	対応者：
相談者 （通報者） （届出者）	氏名	<input type="checkbox"/> 匿名	所属機関名
	住所		電話番号
	本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家庭 <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス事業所 <input type="checkbox"/> 相談支援専門員 <input type="checkbox"/> 教育関連機関 <input type="checkbox"/> 職場・雇用先 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	
【相談者（通報者）からの具体的な相談内容・虐待だと思った事項・虐待者の様子や意見等】			
虐待の可能性	<input type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 性的 <input type="checkbox"/> 心理的 <input type="checkbox"/> 介護の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的 <input type="checkbox"/> その他〔 〕		
虐待（疑い）者の状況	氏名	年齢（ ） <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不明	職業
	現住所		電話番号
	本人との関係	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 兄妹姉妹 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> その他親族 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> その他〔 〕 <input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス（施設）従事者【事業所名 所在地 】【 】【 〕	
		<input type="checkbox"/> 雇用主（使用者）【企業名 所在地 】【 】【 〕 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	
特記事項			
相談者の情報源	相談者は <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> あざ等を見て、又は怒鳴り声や鳴き声等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> （ ）から聞いた		
本人の状況	ふりがな		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳
	氏名		生年月日 年 月 日
	現住所		電話番号
	障がい種別	<input type="checkbox"/> 身体障がい <input type="checkbox"/> 知的障がい <input type="checkbox"/> 精神障がい <input type="checkbox"/> その他（疑いの場合含）（ ）	
	手帳	<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳（ ）級 <input type="checkbox"/> 療育手帳（ ） <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳（ ）級	
	障がい支援区分	（ ） <input type="checkbox"/> 不明	
	日中活動	<input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス（ ） <input type="checkbox"/> 職場（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	居住状況	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> GH・CH（ ） <input type="checkbox"/> 施設（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	その他関係機関	<input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス（ ） <input type="checkbox"/> 医療（ ） <input type="checkbox"/> 教育（ ）	
		<input type="checkbox"/> 相談支援事業所（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	医療面	<input type="checkbox"/> 特別なケアを要する事項（ ） <input type="checkbox"/> 既往歴（ ）	
		<input type="checkbox"/> その他（ ）	
経済状況	<input type="checkbox"/> 障がい年金受給（ ）級 <input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
特記事項			
本人の生活状況	【家族関係・居住状況など】 ジェノグラム・エコマップ等		【サービス利用状況・日中活動・雇用場面等】
本人の意向など	虐待を受けているという自覚 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	虐待に対する意思表示 <input type="checkbox"/> 助けを求めている <input type="checkbox"/> サインがある <input type="checkbox"/> 隠そうとする <input type="checkbox"/> 意思表示が困難 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
今後の対応及びコアメンバー会議への申送事項			

障害者虐待事案通報票

〇 〇 市（町、村）長 殿

〇 〇 警察署長 ㊟

次のとおり障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見したので、通報します。

発見年月日		年 月 日
発見の経緯		
障害者	障害の内容	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害又はその疑い <input type="checkbox"/> 精神障害又はその疑い <input type="checkbox"/> その他（ ）
	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	住所	
	電話	（ ） ー 番
	職業等	
養護者等	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	住所	<input type="checkbox"/> 障害者と同じ <input type="checkbox"/> その他（ ）
	電話	（ ） ー 番
	職業等	
	障害者との関係	<input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 兄妹姉妹 <input type="checkbox"/> その他親族（ ） <input type="checkbox"/> 福祉関係者 <input type="checkbox"/> 職場関係者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
虐待の状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容	
参考事項		
担当者・連絡先	警察署 課 氏名 電話（ ） ー 番 内線	

【参考資料11】（厚労省手引きより）

【参考例】（さいたま市）障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート

氏名		担当者・機関		評定年月日	年	月	日	
I. 虐待の程度（「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…？）								
I-1 現在の虐待の状況							状況	特記事項
最重度	身体的虐待	身体の内臓の部位に、入院を必要とする外傷・骨折・火傷がある						
		健康に有害な食物や薬物を与えられている						
		本人の自殺企図						
		一家心中（未遂を含む）						
		四六時中、ベッドや部屋に拘束・監禁されている						
		法定の労働安全・衛生の遵守されていない職場で働かされている						
	ネグレクト	脱水・栄養不足による衰弱がある						
		潰瘍や褥瘡が悪化している						
		口腔内の出血・腫れ						
		治療中の服用薬を飲んでいない、飲ませてもらえない						
		生命にかかわる医療拒否がある（宗教やオカルトを理由する場合を含む）						
		ライフラインがすべて止まっている						
	性的虐待	性行為・わいせつな行為を強要されている						
		性風俗業で働くことを強要されている						
		性感染症に罹患している						
経済的虐待	本人名義の預貯金・資産が家族・他者に不当に流用・処分されている							
	悪徳商法の業者に多額の金銭を巻き上げられている							
	最低賃金以下で働かされている							
重度	身体的虐待	身体の内臓の部位に、通院を必要とする外傷・骨折・火傷がある						
		外出・通信が著しく制限されている						
	ネグレクト	著しい体重の増減がある						
		偏食・不衛生・不眠によって健康に明らかな問題がある						
		家族と同居しているが、実質的な世話・介護者はいない						
		必要な福祉サービスを受けることができない						
		必要な医療を受けることができない						
		医療機関の指示と異なる服薬調整が行われている						
	本人が家出・徘徊をしても放置するか、無関心である							
	心理的虐待	家族の自殺企図						
		家族や身近な人から本人の意向にそぐわない宗教・オカルトを強要される						
	性的虐待	性的ないやがらせ、はずかしめを受けている						
		障害を理由に、他者が交際する異性との関係を引き裂く						
	経済的虐待	本人名義の預貯金・資産が本人の了解なく家族・他者に管理されている						
		遺産相続等で差別的な扱いを受けている						
悪徳商法の業者に接近されている								
中度	身体的虐待	通院を必要とするほどではないが、治療の必要な外傷・火傷がある						
		繰り返し傷・あざがある						
		外出・通信が自由にできない、行事への参加を制限されている						
	ネグレクト	健康問題につながる可能性のある偏食や不衛生等、衣食住の不適切さがある						
		必要な医療を受けることを制限されることがある						
		必要な福祉サービスの利用を制限されることがある						
		本人がしばしば欠席・欠勤していても連絡をしないか、無関心である						

中度	心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いによって情緒的問題が出ている		
		必要な医療・福祉サービスの内容を周囲が勝手に決める		
		養護者から強い拒否感の訴えがある		
	性的虐待	障害を理由に、他者から異性との交際を禁じられている		
		他者から窃視や不自然なアプローチを受けている（関係妄想と区別する）		
	経済的虐待	「小遣いがあまりもらえない」と訴える		
周囲の人間からお金をたかられている				

I-2 過去の不適切な状況			状況	特記事項
---------------	--	--	----	------

重度	虐待による入院歴、分離保護歴がある（子ども期を含む）		
	DVによる入院歴、分離保護歴がある		
	子ども期からずっと必要な支援を受けていない		
	性的虐待を被った経験がある		
	性風俗業で働いた経験がある		
中度	虐待による通院歴がある		
	不安定な性的交友関係の継続的経験がある		
	本人以外の家族に、DVや虐待による入院歴、分離保護歴がある		
軽度	虐待の通告歴がある		
	本人以外の家族に、DVや虐待による通院歴がある		

I-3 本人と虐待者の距離・パワーバランス			状況	特記事項
-----------------------	--	--	----	------

本人と虐待者は同居	虐待者は一人（身近に虐待を制止できる人が：いる いない）		
	虐待者は複数（身近に虐待を制止できる人が：いる いない）		
本人と虐待者は日中のほとんどを共有	虐待者は一人（身近に虐待を制止できる人が：いる いない）		
	虐待者は複数（身近に虐待を制止できる人が：いる いない）		
虐待者とはたまに会う関係	虐待者は一人（身近に虐待を制止できる人が：いる いない）		
	虐待者は複数（身近に虐待を制止できる人が：いる いない）		

各項目に現れない特記事項

I-1 現在の虐待の状況							不明
	最重度	重度	中度	軽度	問題なし		
I-2 過去の不適切な状況		重度	中度	軽度	問題なし		不明
I-3 距離・パワーバランス		虐待は抑止できない	工夫次第で抑止可能	虐待は抑止できている			不明
I. 虐待の程度		最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明

II. 本人の状況 (「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…?)			
II-1 現在の状況 該当する項目に○、疑いのある項目に△、()は具体的補足		状況	特記事項
身体状況	低体重 肥満 栄養不良 衰弱		
	外傷 火傷 痣(部位:)		
	虫歯 口腔内疾患 ()		
	褥瘡 皮膚疾患 ()		
	性感染症 ()		
	その他の疾患		
生活状況	不潔 異臭 口臭 髪の毛のべたつき ふけ あかぎれ しもやけ		
	大食い 盗み食い 偏食		
	睡眠リズムの乱れ 不眠 睡眠不足		
情緒	攻撃的 衝動的 怒り 乱暴(他者に 動物に)		
	怯え(顔色をうかがう 人を恐れる 視線をそらす おどおどする)		
	抑うつ(表情が乏しい マスクをかぶったような笑い)		
	とじこもり ひきこもり		
	べたべた甘える (家 職場 施設 その他_____)のことを話したくない		
アディクション (嗜癖・依存)	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物 () ギャンブル 買い物 異性関係		
反社会的・脱社会的行動	希死念慮 自殺企図		
	家出の訴え 家出企図 徘徊		
	万引き 窃盗		
	不純異性交遊		
社会生活上の問題	通勤・通所の不安定(欠勤・欠席 遅刻 早退)		
	孤立(家 職場 施設等 その他_____)		
II-2 リスク要因 該当する項目は○、疑いのある項目に△、()は具体的補足		状況	特記事項
主たる障害以外の病歴	疾病名 () 歳頃		
	疾病名 () 歳頃		
	疾病名 () 歳頃		
現在の養護者との別居歴 ()			
現在の配偶者との別居歴 ()			

各項目に現れない特記事項					
評価					
II-1 現在の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明
II-2 リスク要因	重度	中度	軽度	問題なし	不明
II. 本人の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明

Ⅲ. 虐待者の状況（「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…？）						
Ⅲ-1 現在の状況 該当する項目に○、疑いのある項目に△、（ ）は具体的補足				状況	特記事項	
疾患・障害の有無	認知症 足腰の弱り					
	精神疾患・精神障害（ ）					
	身体障害 知的障害 発達障害					
	その他の疾患					
情緒・性格	攻撃的・暴力的・威圧的言動					
	衝動的 感情の高ぶりを抑制できない					
	強迫的・束縛的言動（○○しなさい、○○でなければならない）					
	認知の歪み（自分勝手な受けとめ方・思いこみ・自分の考えへの強いこだわり					
	共感性の欠如（相手の気持ちや立場を理解できない）					
	孤立 非社会的 対人関係の困難が高い					
アディクション (嗜癖・依存)	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物（ ）					
	ギャンブル 買い物 異性関係					
反社会的・脱社会的行動	希死念慮 自殺企図					
	家出企図 徘徊					
	万引き 窃盗					
	福祉サービスの利用・介入に拒否的である					
本人との親密さ・関係性	拒否（嫌悪する 排除する 厄介者扱い 他との者との差別）					
	諦観（本人のことを腐れ縁、自立できない人間とあきらめている）					
	無関心（注意を向けない）					
	支配・執着（思いどおりにコントロールしようとする）					
	過度の要求（強迫的な課題・役割の押しつけ）					
	依存（ひたすら本人のために献身していないと不安になる）					
虐待の認識	否定（していない、知らない、本人の不注意・責任だと言い張る）					
	正当化（行為の事実は認めるが、しつけであると本人の問題を指摘する）					
同居者・同僚・身近な人の 態度	同調（虐待行為を容認し加担する）					
	黙認（虐待行為を知っているが、止めさせようとしない）					
	観客（虐待行為を容認し、面白そうに見ている）					
	回避（虐待行為の事実そのものに気づかないふりをする）					
Ⅲ-2 リスク要因 該当する項目は○、疑いのある項目に△、（ ）は具体的補足				状況	特記事項	
被虐待・被DV歴	誰から（		・ 歳頃）			
	誰から（		・ 歳頃）			
虐待・DV歴	誰に（		・ 歳頃）			
	誰に（		・ 歳頃）			

各項目に現れない特記事項					
--------------	--	--	--	--	--

評価					
Ⅲ-1 現在の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅲ-2 リスク要因	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅲ. 虐待者の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明

IV. 家族の状況（「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…？）			
IV-1 現在の状況 該当する項目に○、疑いのある項目に△、（ ）は具体的補足		状況	特記事項
家族関係	高い感情表出を伴う関係 ・批判的・干渉的コメントが多い ・けんか腰や敵意ある相互の言動が目立つ ・大きな感情のもつれ・感情の巻き込みが多い		
	束縛的なルールの強制 ・外出・通信の制限 ・柔軟性と合理性にかける家庭内役割の強制		
	ひとり親家庭		
	内縁者の同居・出入り		
経済的問題	失業中（求職中 就職をあきらめている 求職の意思はない）		
	不安定就労（不定期就労 日々雇用 休職中）		
	多額の負債		
	光熱水費・電気代・家賃の滞納		
	本人の障害年金が家庭の生計費に重みをもっている		
	準要保護 生活保護（申請中 受給中）		
生活環境	不衛生（異臭、室内にゴミ散乱）		
	家事が実質的に営まれていない（食事、洗濯、入浴、掃除）		
関係機関の受け入れ	拒否・抵抗（接触を拒む、電話・訪問に応じない、根深い不信）		
	接触困難（連絡が取れない、応答がない）		
	社会的孤立（近隣や友人、当事者組織との交流がない）		
関係改善の媒介者	本人と虐待者との関係改善を媒介できる第三者の存在 （あり：親族、知人、他_____ なし）		

各項目に現れない特記事項

IV. 家族の状況				
軽度	中度	軽度	問題なし	不明

評価シート

氏名		評価協議した機関・チーム
評価日	年 月 日	

※評価は単独の支援者によるものではなく、虐待対応チームまたは支援機関（支援課、障害者生活支援センター、虐待対応チーム等）が組織的に協議して実施すること

A. 事実確認の経過記録					
	実施年月日	実施機関	担当者氏名（必ず複数）		方法
最初の安全確認	年 月 日				
事実確認①	年 月 日				
事実確認②	年 月 日				
事実確認③	年 月 日				

B. 最終評価						
I. 虐待の状況	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
II. 本人の状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
III. 虐待者の状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
IV. 家族の状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
介入の緊急度	非常に高い (取り急ぎ介入は不要)	やや高い (落ち着いて介入)	状況の推移次第 (様子を見て介入)	やや低い (あまり介入の必要はない)		低い (介入)
支援の必要度	本人	非常に高い (全面的な多くの支援)	やや高い (多くの支援)	ターゲットを絞った支援の必要 (部分的でインテンシブな支援)	通常の支援 (通常支援の範囲内)	
	家族 ()	非常に高い (全面的な多くの支援)	やや高い (多くの支援)	ターゲットを絞った支援の必要 (部分的でインテンシブな支援)	通常の支援 (通常支援の範囲内)	

C. 支援の利用状況	

D. 虐待対応チーム	
ケースマネジメント機関	
現在の虐待対応チームの構成	
新たに加えるべき機関	

E. 当面する支援の重要課題		
順位	支援課題	対応方法
1		
2		
3		

【参考資料12】（厚労省手引きより）
（参考例）

住民基本台帳事務における支援措置申出書

〇〇市区町村 様
関係市区町村 様

住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求めます。

		市区町村	受付	連絡
			/	/
転送	/		/	/
	/		/	/
	/		/	/

年 月 日

氏名

								備考
申出書	氏名 (生年月日)	住所		連絡先		本人確認	運転免許証・旅券 住基カード その他()	
加害者 (判明している場合)	氏名 (生年月日)	住所		その他				
申出書の状況 (別紙参照の上、いずれかに✓)	A 配偶者暴力防止法		B ストーカー規制法		C 児童虐待防止法		D その他、前記AからCまでに準ずるケース	
添付書類 (該当書類に✓)	保護命令決定書(写し)			その他				
	ストーカー規制法に基づく警告等実施書面							
相談先	(警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の機関に相談している場合、相談した日時、当該機関(以下「相談機関」という。)の名称、担当課等を可能な範囲で記入してください。)							
	年 月 日(相談先の名称)			(担当課)				
支援措置を求めるもの (現住所が記載されているものに限る)	希望に✓	支援を求める事務		現住所等				
		住民基本台帳の閲覧		現住所				
		住民票の写し等の交付(現住所地)		現住所				
		住民票の写し等の交付(前住所地)		前住所				
		戸籍の附票の写しの交付(本籍地)		本籍				
		戸籍の附票の写しの交付(前本籍地)		前本籍				
併せて支援を求める者 (同一の住所を有する者に限る)	申出者との関係	氏名	生年月日	申出者との関係	氏名	生年月日		
相談機関等の意見 (いずれかに✓)	1 上記申出書の状況に相違ないものと認める。						市区町村の確認	年月日
	2 上記併せて支援を求める者について、申出者を保護するための支援の必要性があるものと認める。							担当
	3 1, 2以外の場合に、相談機関等において、特に把握している状況 (*一時保護の有無、相談時期等)がある場合							相手方
	把握している状況:							
	年 月 日 長(印) (担当 課 係)							
支援機関	年 月 日 から	備考						
	年 月 日 まで							

- (注)
- 太枠の中に記入して下さい。
 - 申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。
 - 法定代理人、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親、ファミリーホーム事業を行う者等支援措置対象者本人以外の者が申し出る場合は、備考欄に実際に申出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先などを記入してください。
 - 申出の内容について、相談機関等に確認させていただく場合があります。
 - 支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。
 - 支援の期間は、支援開始の連絡日から1年です。期限到達の1月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場合、期限到達をもって支援を終了します。
 - 申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市区町村長に申出を行ってください。

【参考様式 13】（厚労省手引きより）

（参考例）

〇〇〇 第 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

〇〇〇市 長 印

証 明 書

当〇〇〇において、下記の相談を受けつけたことを証明します。

記

- 1 相談日 年 月 日

- 2 相談者 住 所 〇〇市〇〇〇番地
氏 名 〇〇 〇〇
生年月日 昭和・平成 年 月 日

- 3 相談者 〇〇・〇〇からの暴力

市町村障がい福祉担当課長 様

長野県健康福祉部障がい者支援課長

成年後見制度市町村長申立てを行う市町村を決定する考え方について（通知）

このことについて、長野県自立支援協議会における協議の結果、別添のとおり取りまとめられましたので、今後の事務の参考としてください。

長野県健康福祉部障がい者支援課社会生活係
課長 岸田 守 担当 大井 千明
〒380-8570
長野市大字南長野字幅下 692-2
TEL 026-235-7108（直通）
FAX 026-234-2369
E-mail shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

成年後見制度市町村長申立てを行う市町村を決定する考え方について

平成 26 年（2014 年）5 月 28 日
長野県自立支援協議会 会長 小林彰

障がい者の権利擁護のため、判断能力が十分でない障がい者等を保護し、支援するために有効な方法のひとつとして、成年後見制度の市町村長申立てがあります。

しかし、どの市町村が市町村長申立てを行うかについて、市町村間で判断に迷い、申立てがスムーズに進まないというケースがあることから、圏域の自立支援協議会より、申立てを行う市町村を決定するための一定の考え方を示してほしいとの要望が挙がりました。

そこで、長野県自立支援協議会としては、権利擁護部会での協議を踏まえ、どの市町村が成年後見制度市町村長申立てを行うかの考え方について、下記のとおりまとめました。判断に迷った場合には、この考え方を参考にさせていただき、市町村間で相談の上、障がい者の権利擁護のため、市町村長申立てをスムーズに進めてくださるよう、ご協力をお願いいたします。

記

1 成年後見制度市町村長申立てについて

(1) 成年後見制度市町村長申立ての原則

成年後見制度の申立ては、原則、本人・配偶者・4親等内の親族等が行いますが、2親等以内の親族がない又は親族があっても申立てを行おうとする3親等又は4親等の親族の存在が明らかでない場合は、市町村長申立ての対象になるとされています。

また、その申立てを行う市町村長とは、障がい者本人が居住している市町村の長ができることとされています。

(2) 成年後見制度市町村長申立てを行う市町村の決定に迷うケース

例えば、障がい者本人が障害者支援施設等に入所した場合や精神科病院に長期入院している場合など、障がい者本人の生活の状況によって、障がい者の出身市町村と障がい者が住民票を置いている市町村のいずれが申立てを行うのか判断に迷うケースがあります。

なお、国の制度上は、出身市町村又は住民票を置いている市町村を管轄するいずれの家庭裁判所でも申立てが可能です。

2 成年後見制度市町村長申立てを行う市町村を決定する考え方について

(1) 対象となる障がい者が虐待を受けている場合

虐待を受けている障がい者の支援の一環として、虐待対応している市町村が申立てる。

ア 障がい福祉サービスを使っている

- ・支給決定市町村が申立てる。

イ 障がい福祉サービスを使っていない

- ・障がい者本人の居住市町村が申立てる。

(2) 対象となる障がい者が虐待を受けていない場合

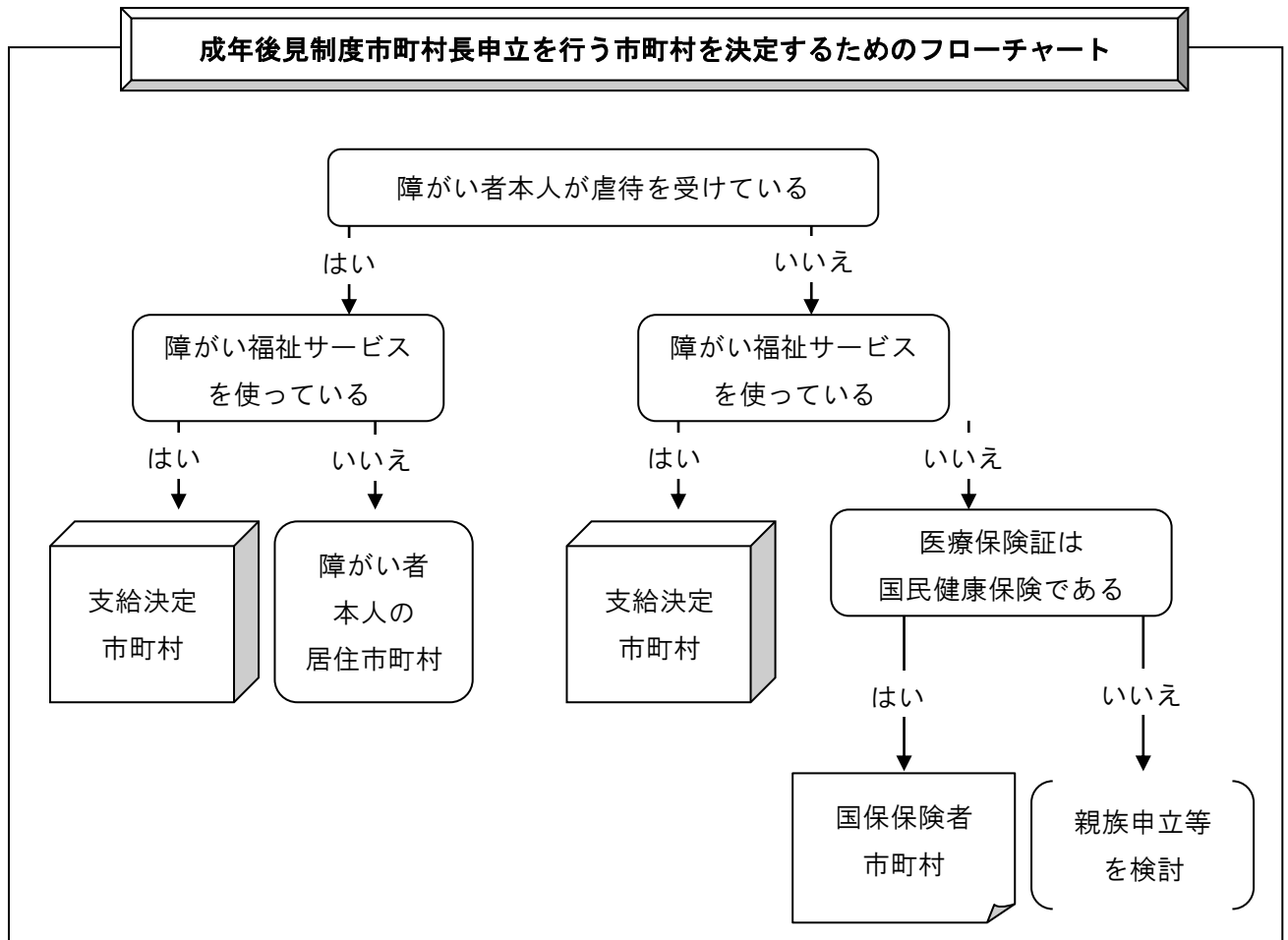
ア 障がい福祉サービスを使っている

- ・支給決定市町村が申立てる。

イ 障がい福祉サービスを使っていない

- ・国民健康保険証を持っている場合は、国民健康保険の保険者である市町村が申立てる。

※社会保険に入っている場合は、親族等の扶養に入っていると思われることから、親族申立等の相談の中で検討する。



* 参考資料

- 『市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応』(P66-P69)
(平成 24 年 12 月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室作成)
- 『成年後見制度市町村申立ての手引き』
(平成 22 年 3 月 長野県社会部地域福祉課作成)
- 『成年後見制度—詳しく知っていただくために—』
(平成 24 年 7 月 最高裁判所作成)